

第6回 新司法試験に関する意見交換会 反訳

(司会) 本日はお忙しい中、皆様お集まりいただきましてありがとうございます。今年で6回目を数えました、東京弁護士会法曹養成センター新司法試験に関する意見交換会を始めたいと思います。

最初に当センターの委員長でもあります東京弁護士会会長の竹之内明より、開会のあいさつをさせていただきたいと思います。では会長、よろしく申し上げます。

(竹之内) 今年度会長を務めております竹之内明でございます。よろしくお願いいたします。本日はお忙しい中、また暑い中お集まりいただきまして、本当にありがたく存じております。

ところで、現在「法曹養成に関するフォーラム」での検討が5月から始まっております。およそ3つの課題ということだと思いますが、1つは給費制の問題、そして2つ目が法曹養成の問題、さらに法曹人口問題ということで、すでに給費制の問題をめぐる激しい議論が行なわれており、弁護士会にとってはなかなか思い通りにはいかないという状況で推移しているところです。今後、法曹養成の問題にも9月以降入っていくのだらうと思いますが、本日意見交換をさせていただきます新司法試験の在り方の問題も、その大きな要素と認識いたしております。ぜひ今日の意見交換を受けて新司法試験の在り方について何らかの提言をしていただければありがたいと思っております。私はまだほかの用がございますものですから、途中で退席させていただきますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。(拍手)

(司会) それでは今日の進行次第について大まかなところをご説明させていただきたいと思っております。私は担当副委員長の山崎雄一郎と申します。よろしくお願いいたします。

ひざを突き合わせて忌憚のないご意見をいただきながら議論していきたいと思っております。議論に先生方の自己紹介をしていただきます。それから、公法、民事、刑事につきまして、まずアンケートに対する受験者の回答の分析を委員の方で致します。その系統ごとにまた議論の問題点を提示しながら、本日ご参加の先生方のご意見をいただくことを前半で予定しております。

後半につきましては、残りの選択科目、それから制度全般にわたって、試験科目とか会場の設営とか、あるいは、法科大学院教育とこの試験の制度がそもそも乖離しているのではないかとこのところでも毎年テーマとして挙げさせていただいておりますけれども、そういったことについての議論を進めていきたいと思っております。

今年、6回目を数えたということで、当センターの中でもこの意見交換会の在り方についていろいろな議論がございました。何か1つメインのテーマを掲げて議論してみてもどうかという提案があり、従前いわれています、起案演習科目との関係で、どこまで文章の作

成教育を法科大学院でやるかについて、もう少し正当化していくような根拠をつくっていったらどうなのかという議論をしてみたいと思っております、それを今日の1つ試みとして、後半の最後の方でやってみたいと思っております。

それから最後に、今年から予備試験が始まりましたのはご存じかと思えますけれども、当センターでは予備試験の受験者向けにもアンケートを実施しております。まだ進行中ですので全体の結果が出ているわけではありませんけれども、択一試験の会場で配布して回収したものの中から、少し全体の受験者層等についての傾向が見える部分がございますので、それについてもご紹介したいと思っております。そういう進行で本日進めたいと思っております。

それでは冒頭、中身に入る前に、当センターの担当副会長であります吉野高より、今日のアンケート実施の目的や全体の状況についてごあいさつさせていただきたいと思っております。では吉野先生、お願いします。

(吉野) ただいまご紹介いただきました、当センターを担当しております本年度の東京弁護士会の副会長の吉野と申します。よろしくお願いいたします。意見交換を始める前に、今、山崎副委員長の方からありましたように、アンケートの目的と実施状況について簡単に一言説明をさせていただきます。

本アンケートにつきましては、試験問題に対する受験生の生の声を基にして、試験問題に改善すべき点がないとか、法科大学院における講義に改善すべき点がないかという点を皆様にご議論いただいているわけです。問題が毎年変わるわけですから、アンケートを基に今申し上げました点について検討するだけでもそれなりの意義はあるものだと思います。しかし、今年は今山崎副委員長の方から申し上げた通り、起案演習科目ということを一テーマに挙げてご議論をいただくということと、それから予備試験についても少し議論といいますか、こちらの方で説明をさせていただくという、2つの点が新しくなっておりますので、その点についても議論、意見交換等をしていただければと思います。

それから本年度のアンケートの実施状況ですが、このアンケートは今申し上げましたが今年で6回目ということで、アンケート開始当初は300通程度の回答がありました。ところが、一昨年郵便によるアンケートの送付を中止しました関係で、回答数が大幅に減りました。そこで昨年からまた郵便による送付を復活し、また今年は3回このアンケートのご案内をしたということもありまして、215通の回答を得ました。しかし当初のころに比べますとまだ回答数が少ない状況ですし、この意見交換の会を充実するためにも、当委員会としても引き続きアンケートの回収の増加に努力をしていかなければいけないと思っております。ただ、アンケートの回収の増加には、日ごろロースクールの生徒の皆様と接している先生方からも何か一言このアンケートの意義等をご説明いただいて、アンケートの回収の増加にもご協力をいただければありがたいと思っております。簡単でございますが、あいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(司会) それでは、順次、委員の方から自己紹介させていただきたいと思います。マイクを回しますので、中嶋委員から順番にお願いいたします。

(中嶋) 弁護士の中嶋靖史といたします。成蹊大学の法科大学院で刑事模擬裁判を4年間担当させていただいております。成蹊大学の場合は前期のみですので、先週、今年度の分が終わりました。よろしくお願いいたします。

(高岡) 高岡信男です。昨年までは委員長を代行させていただいております。今年度も引き続き委員として関与させていただいております。新司法試験の刑事訴訟法の試験委員をやっております。もっぱら採点担当の方ですけれども、そういう絡みもありまして、今日のご意見を拝聴させていただきます。よろしくお願いいたします。

(酒井) 委員の酒井と申します。期は新62期になります。今回の新司法試験アンケートの分析チームの方に加わっております。公法系の分析を担当しております。今年度から成蹊大学の刑事模擬裁判の指導チームの末席に加えさせていただいております。前期の指導を終えたところです。どうぞよろしくお願いいたします。

(大西) 新60期の大西と申します。法曹養成センターには弁護士になりたてのころから入っております。この会にも出られるときは出るようにしております。法科大学院1期生ということで、私は慶應義塾大学の法科大学院を出ました。入学前には各ロースクールの内容について様々な会が催されていたのですが、その際にこちらにいらっしゃっている先生方からお話を伺わせていただいたことを覚えております。

本日の会では新司法試験の内容ということで、私は1期生で、1回目の新司法試験を受けて合格して弁護士をさせていただいているので、新司法試験の内容が正しかったと、この試験に受かった人は優秀で法曹に合っているとされる方が個人的にはうれしいですが、ただそんなふうにも言ってもらえないということで、この試験を受けて受かった人は法曹としていいんだというような試験にぜひしていきたいと思っていますし、それに合うような教育がロースクールでできれば良いと思っております。本日はご意見を聞かせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

(山崎) 山崎雄一郎と申します。研修所の期でいきますと47期で、弁護士になって満16年になります。この間に司法研修所の民事弁護教官室の所付という仕事を平成11年から3年ほどやりましたのと、それからこの委員会が平成10年に立ち上がったときから委員をずっとやっております。法科大学院の制度設計について当委員会での素案を作ったりとい

うことをやっておりました。

平成16年に制度が発足したときに明治大学の法科大学院の教員になりまして、6年間ほど要件事実などの講義を担当しておりました。ちょうど昨年その任期がようやく終わりました。ちょっとほっとしているところです。少し法科大学院から距離を置いたところで見つめ直してみたいと思っておりますので、先生方からいろいろなご意見をいただければと思います。

また、この会にご参加いただくに当たりまして、特にJ先生にはものすごく詳しいご意見を分析したところもいただきました。後ほどご意見をいただければと思います。あとこの会に少し先立ったところで、『法学セミナー』にちょうどM先生が司会で刑事法の分析をされているところもございましたので、また後ほどご意見をいただければと思います。本日はよろしくお願いたします。

(上田) 本年度の法曹養成センターの委員長代行の上田でございます。よろしくお願いたします。昨年度はこちらの担当副会長ということで、法曹養成の問題、特に法科大学院に関連する問題についていろいろ勉強させていただきました。私自身も現在東洋大学法科大学院で、今日おいでいただいているE先生もやはり同僚でやらせていただいております。学生と接することが多いので、新司法試験がいかにあるべきか、どうあるべきか、また今後起案的なものをどういう形で教えていくべきかというような、いろいろなことに関心を持っておりますので、先生方の貴重なご意見を伺って今後の参考にし、また試験のよりよい方向性を目指して頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

(江口) 52期の江口衛と申します。本年度は法曹養成センターの事務局長ということで、事務的な取りまとめをやらせていただいております。ロースクールの関係では、成蹊大学法科大学院の方で過去5年間刑事の模擬裁判の担当をさせていただいていました。現在は、前期の授業も終了しまして、本日は皆様のいろいろなご意見を聞かせていただければと非常に楽しみにしております。よろしくお願いたします。

(今泉) 法曹養成センター副委員長の今泉でございます。期は53期です。ロースクールとの関係では、去年まで私は國學院大學の中にあります渋谷パブリック法律事務所というところにおりまして、國學院ほか提携3校のリーガルクリニックなどを担当させていただいておりました。今年は独立して離れてしまったのでそういうのもなく、前期に成蹊大学の模擬裁判の民事の方をお手伝いさせていただいておりました。

あとはロースクール関係ですと、法務研究財団の認証評価事業部の事務局などもやらせていただいております。前の事務所を離れ、少しロースクールとも離れてしまったので、今日は先生方のいろいろなご意見を聞かせていただきたく、よろしくお願いたします。

(A) ○法科大学院で専任教員として刑事法を教えておりますAと申します。刑事法の専任教員としては、基本法科目から演習科目、それから実務系の臨床科目と呼ばれるものまで、何でも屋という感じでロースクールでは教えております。

もともとは実務家として、弁護士登録もしております。ですから、法科大学院で学生を預かって責任がある専任教員であるのと、自分自身が旧試験の経験者で、司法修習で育てられ先輩方にいろいろ教えられてきたという両方の立場でこの制度にかかわっていることになります。今日はどうぞよろしく願いいたします。

(B) ○大学院のBと申します。よろしく願いします。研究者教員で、科目としましては刑事訴訟法、そして刑事法の演習の少年法などを担当しております。よろしく願いいたします。

(武谷) 委員の武谷と申します。期は新62期です。私も法科大学院出身の弁護士ということで、新司法試験の在り方に関しては非常に注目しているところで、この委員を去年からやらせていただきました。このアンケートの分析も去年から私も担当して今年で2回目です。今回は刑事系の分析を担当させていただきました。

私は3期だったんですけれども、法科大学院も設立されてからだいぶたって、だんだん何か今までのような元気が少なくなっているような気がしております。新司法試験もだいぶまた初期のころから様変わりしているような感じですし、そういった新司法試験の在り方というのが今後の法科大学院教育にもかなり影響してくるんじゃないかということで、このアンケート分析の意見交換会を通じて、よりよい司法試験の在り方を模索していけるきっかけになればと思っております。よろしく願いいたします。

(C) 沖縄弁護士会から参加させていただきましたCと申します。新63期です。沖縄弁護士会では、沖縄の唯一のロースクールである琉球大学法科大学院に支援をずっと続けておりまして、その関係で大学の授業のアシスタントとか、あとはゼミのチューターなどという支援をさせていただいております。

私はまだ弁護士になりたてなんですけれども、4月から憲法と民事訴訟法のアシスタントということで大学で学生の皆さんと接しております。私自身、琉球大学法科大学院の卒業です。今日の議論を沖縄に持ち帰って、沖縄弁護士会、さらには琉球大学法科大学院の今後のために貴重なご意見、情報とさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(D) 34期のDと申します。法曹養成センターには相当昔関与していたんですけれども、私の立場はもともと反対派だったので、あんまりもう参加しないままきて、今日久しぶりに一生懸命やっておられる姿にお会いできたんですけど、たぶん浮世離れた話しかでき

ないんじゃないかと思うんですが、参加させていただきましたのでよろしくお願いいたします。

(E) ○大学の実務科教員の弁護士のEと申します。今日、先生方にいろいろな貴重なご意見を拝聴しようと思ってまいりました。よろしくお願いいたします。

(F) ○法科大学院で刑事系を教えております弁護士のFでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(G) 私は○法科大学院の教授も講師も既に定年になっており、この会に出る資格があるかどうか疑問なのですが、東京弁護士会司法調査課の係員から「是非に」ということで出席しました。司法修習の期は13期で、76歳です。司法研修所の刑事裁判教官当時には司法試験で憲法の委員として採点した経験があります。法科大学院では、刑法・刑事訴訟法・刑事模擬裁判の授業を担当していました。

(H) 第二東京弁護士会の弁護士のHと申します。○法科大学院で刑法、刑事訴訟法の法律基本科目、それから刑事系の展開・先端科目、あと医事法といって医療の法に関するもの、それからおまけと言っては何ですが、法文書作成、研修所を出て二度とやることはないと思っていた要件事実とかも、やらされていますと言っはいけないのかもしれませんが、担当させていただいています。

法科大学院の各学校の先生方、いろいろ苦勞されていると思うんですけれども、なかなかほかの法科大学院の先生とお話する機会はあまりないものですから、こういう機会に参考になるお話を伺えればと思っております。よろしくお願いいたします。

(I) ○法科大学院の研究者教員のIと申します。教えている科目は民事訴訟法、倒産処理法、司法試験科目じゃないですけども、民事執行・保全法、それから一時は、今研究科長をやっているのでもっと足を洗いましたけれども、刑事、民事の模擬裁判のコーディネーターということで、科目が訴訟法ということですので、基本は研究者教員ですから理論ですけども、実務との橋渡しとか、こういう雑用にも使われている立場です。

今回のアンケートをちょっと見ていたら、○の回答がないんですが、去年は結構あったと思います。実はうちの法科大学院の実務科専任の方は東弁の方が多くて、修了生に非常に宣伝していたので、どうして今年はゼロなのかちょっと分からないので、研究科長の責任で法科大学院に戻ったら原因究明をして、来年以降はこういうことはないように、○からもアンケートを出すようにしたいと思います。

(J) ○大学法科大学院のJと申します。今、I先生もおっしゃたことですが、本学で

もアンケートの回答を出してくれと言って散々宣伝したのですが、出ていなくて大変申し訳なく思っています。修了生を集めて意見交換会をした際に、アンケートの回答を出すよう頼んだのですが、念押しが足りなかったようで申し訳ありません。来年は、必ずたくさんの方の回答をしてもらえよう宣伝したいと思います。

私自身は民法の研究者教員なのですが、最近の関心は、学習理論・学習科学とか教育評価論といった法律でないことにありまして、それらの観点から、法科大学院の教育や法学教育一般はいかにあるべきか、法曹養成はいかにあるべきかといったことを最近の研究しています。その関係で、新司法試験に関しても、主として教育の視点からどういうことが言えるかと考えているところです。そういう視点でものを言ったり、議論をしたりする機会はなかなかありませんので、この検討会は毎年楽しみにしているところでして、貴重な機会を提供してくださっている東京弁護士会には感謝申し上げます。今日はよろしく願います。

(K) ○法科大学院のKと申します。研究者教員で、刑法入門とか刑法の各論、それから刑法総論と各論が一緒になっております刑事法総合、それから刑事法系演習Aといったものを担当しております。本日はいろいろとご意見をお伺いして、できるだけ本学の教育に生かしていきたいと思っております。ひとつよろしく願います。

(L) Lと申します。担当科目は行政法です。昨年か一昨年に出させていただいて、行政法の方がなかなか少ないので非常に残念に思っております。今年も行政法を代表してやってまいりました。名古屋の○大学で行政法を教えております。4年間駒澤大学で教え、それから3年間名古屋に戻りまして、行政法総論、各論を教えております。

受験生アンケートを拝見しますと、いらぬ科目として行政法が非常に多いものですから、せつかく新司法試験が誘導で優しくしているのにかかわらず、受験生から何かじゃま物扱いされているようですけれども、できるだけ今後の司法試験の行政法の改革に向けて提言をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく願います。それから、申し訳ないのですが所用がございまして7時半には中座させていただきますので、よろしく願います。

(M) Mと申します。昨年の4月から静岡県弁護士会に登録替えをしておりますけれども、それまでは東京弁護士会だったんです。○大学の法科大学院で主に刑事系を教えております。総合刑事法演習という名前が付いている授業が3つありまして、主に演習物の法律教官ということになるかと思っております。今日は刑事系の先生がずいぶんいっぱいおられるので、ぜひ刑事系のいろいろな方の意見を聞かせていただいて、自分なりに持ち帰りたいなと思っております。

あと日弁連の法科大学院センターの副委員長ということで、今年の11月に新司法試験シ

ンポジウム、例年やっているんですが、その担当もしておりますので、そのための材料もぜひいろいろ教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

(司会) 先生方、ありがとうございました。じゃあ、一巡いたしましたので、まだいらっしゃる先生もいるかもしれませんが、議論の中身に入っていきたいと思います。早速ですが、次第に従いまして、まずは公法系について当委員会の方で分析いたしましたアンケートの分析結果、それから特徴的な意見の紹介とか、司法試験の在り方、公法系の問題の関係で問題として指摘できるような点についてご紹介を差し上げたいと思います。

(酒井) それでは酒井の方から簡単に分析結果についてご説明をさせていただきます。アンケートに従いまして、短答式試験の公法系、続きまして論文式試験の公法系という順番で発表させていただきます。まずアンケートの分析結果の1ページですけれども、短答式試験の問題文の量について、(1)の質問のAになりますが、これにつきましてはアンケートの回答者からは、「適当」と、こちらのグラフには表れておりませんが「やや少ない」という回答を合わせて合計が70%程度になっております。従いましてこのアンケートの限りにおいては、問題文の量はほぼ受験生の方から適当と判断されているものだと考えます。従って受験生の負担感は、量的には過大なものではなかったのかなと分析できると思います。

続きましてbの問題の範囲についてですけれども、「やや難しい」が一番多く、こちらが46%程度という結果でした。次いで「難しい」が28%で、双方の合計で75%という結果になっています。従って全体に難易度が高いという感想を持った受験生が多かったようですが、ただ「やや難しい」が半数近くを占めていることを考慮いたしますと、試験のレベルとして適当な範囲を逸脱しているとはまでは言えないのかなという感想を持っているところです。

それではページをめくっていただきまして、(1)のc「法科大学院の講義で学ばない条文や裁判例の知識を問う出題があったか」という問い掛けにつきましては、「少しあった」と「なかった」という回答の合計が77%で、約8割近くに及んでおります。従いまして法科大学院教育とほぼ整合性のある出題がなされたのかなという分析ができるかと思えます。

一方、「法科大学院の講義で学ばない出題がたくさんあった」という回答をした約2割の受験生もおりますので、こちらについては2割をやはり少ないと見て意識しないということとは適切ではないと思いますので、択一との関係でのロースクール教育で、まだ知識レベルの教育に改善すべき点がある可能性があるのかなと考えております。

またこの問いにつきましては、「法科大学院教育で学ばない条文や裁判例がどのあたりにあったか」という具体的な回答を求めています。特に憲法について目立った回答が、「地方自治の分野と統治の分野について、授業で触れられてない部分が多かった」というような回答が目立ったかと思えます。いずれもロースクールの履修の範囲に入っている分野だ

と思いますので、択一の出題が細か過ぎるのか、ロースクールでこの関係がどうなのかという点は検討されてもよいのかなと思いました。

またもう1つ目立った回答として、『百選』の判旨記載部分以外からの出題がされていた」というような記載をされていた受験生の方が目立ったんですけども、この点を、『百選』はあくまでも判旨の抜粋ということですので、ロースクールの教育でどのような判例の教育をされているのか、またすべきなのかという観点から検討を加えてもよい点なのかなと考えました。

また行政法の特記事項としては、やはり「細かい」、「範囲が広い」というコメントが多く見られたかと思います。行政手続法、行政不服審査法、また細かい行政法関係の法規に出題が当たっているところ、論文で問われるレベルと択一で問われるレベルとの乖離が受験生としては大きい科目なのかなということが1つ言えるのではないかなと思いました。

次に6ページのdの問いで「法科大学院教育とかけ離れた出題があったか」という質問に対しましては、「なかった」という回答が73%で多数を占めておりますので、この回答者の受験生についてはありますけれども、ほぼ法科大学院教育と整合した出題であったという分析が可能かと考えております。それから、こちらもそれがどのような出題だったかという特に具体的な記載を求めているんですけども、かなりcの部分の回答とかぶってきているところがございますので、適宜ご参照いただければと思います。

続きまして9ページの論文式試験についての分析に移らせていただきます。まず出題形式ですが、憲法については「大変適切」と「ほぼ適切」の合計が88%と、9割近い回答になっておりました。従って、形式として安定してきているものと分析してよいのではないかと考えております。

一方、行政法の方ですが、「ほぼ適切」が68%と一番多かったものの、「やや不適切」と「大変不適切」の合計が21%に及んでおります。これは以降に説明をさせていただきますけれども、本年度の行政法について、条例の骨子の作成というようなわりと新しい出題がされているところが多少影響しているのかなと考えております。

出題形式についての具体的なコメントですけども、目立ったものとしては「行政法と憲法の区分けが分からない」というものとか、特に行政法についてのコメントが目立ったのですが、今年度はいわゆる会話部分の誘導が弱かったというか、誘導としての機能を果たしてないのではないかなというような指摘が多少、複数見られたかなと思います。

次に12ページのb、問題事例の設定についてです。こちらは、憲法は「適当」が73%程度と一番多い割合でした。次いで「複雑である」という回答が20%程度となっております。従って、おおむね適当な複雑さであったと分析してよいのではないかと考えます。行政法もおおむね同じような傾向を示した回答となっております。

次に13ページのcの論点数についてですけども、こちらは憲法については「適当」が70%程度と一番多くなっており、次いで「やや多い」が21%という結果でした。従って、おおむね適当な論点数であったものと分析してよいのではないかと考えております。一方、

行政法ですが、「多過ぎる」と「やや多い」の合計が64%、「適切」が35%となっておりまして、憲法と比較して受験生の負担感が重かったのかなというような分析結果となっております。

続きまして14ページのdですが、こちらも択一関連の質問にはなっていますが、「問われている論点は法科大学院の講義で学んだものかどうか」という問いに対しましては、「適合している」という回答が70%と一番多かったものの、「学んだことがない」と「大幅に超えている」という回答の合計も29%、約3割近い回答がございましたので、この3割の感想を軽視はできないところかなと感じております。

最後に15ページのe、出題の意図と回答者に要求される知識および思考力、応用力との関係についてですが、こちらは憲法はやはり「適切」が73%程度と一番多くなっておりまして、「やや思考力、応用力に傾き過ぎる」、「思考力、応用力に傾き過ぎ」の合計が20%程度という回答になっておりました。

論文式試験の性質として、思考力、応用力を問う側面が強い試験だと思いますので、「適切」という回答と「思考力、応用力に傾いている」という属性の回答を合わせて90%を超える結果となっている状況は、ほぼ適切な出題傾向と評価してよいのではないかなと考えております。

一方、行政法の方ですが、「適切」が49%と一番多かったものの、「思考力、応用力に傾き過ぎる」という回答も3割程度になっておりまして、やはりわりと新しい形式の出題があった部分の負担感がこちらにも現れているのかなと感じております。簡単ですが、公法系の分析は以上とさせていただきます。

(司会) ありがとうございます。それでは議論に入りたいと思います。残念ながら公法系の先生があまり多くはいらっしゃっていないものですから、おのずと最初口火を切っていただく先生は限られてしまうんですが、遠く沖縄から来ていただきましたC先生、まず議論の口火を切っていただければと思います。今の分析結果からのことでも構いませんし、先生が今年受験した教え子の人たちから聞いた話でも結構ですが、今年の問題をどういうふうに見ていらっしゃるかなどについてコメントいただければと思います。

(C) すみません、私は正式な教員ではなくて、弁護士になりたてでまだ半年しかたっていないのですが、学生時代からゼミを組んだり、今もティーチングアシスタントということで琉球大の法科大学院で憲法の1年生のアシスタントをしておりますので、その関係で若干コメントをさせていただければと思います。

先ほども出ていましたけれども、確かに統治とか、地方自治を含めてですけれども、かなり学生の皆さんの抵抗感が強いように感じます。普段の勉強でも、ちょっとこれは新試験とは関係ないかとは思うんですけれども、期末試験で科目としてあるので、やらないといけな一方、新司法試験の論文式問題ではあまり聞かれないということで、力の入れ

具合にちょっと悩んでいる学生の皆さんが多くて、そういうところで今回の統治に関して細か過ぎるというのは、やっぱり普段から接していてそういう声は聞きます。

あと論文の問題の出題の形式がだんだん安定してきているということだったんですけども、私自身は普段学生の皆さんと接していて、この形式というのをやっぱり、これはずっと前から出ていることだとは思んですけども、弁護士の意見、相手方の反論あとは自分の意見の振り分けに関しては、いまだにやっぱりとまどっている学生さんたちが多く、その現場で聞いている声とここで出てきた分析結果が適切であるという答えが多かったという点はちがっているなと感じました。

(司会) ありがとうございます。では、もうお一方、行政法をご担当のL先生、行政法を中心にコメントをいただければと思いますが。

(L) 短答式試験ですが、判例、条文、例年通りの形式でした。特に今年は条文がストレートに出た点が多かったのではないかという印象を受けています。ただ、どこの学生も難しい、難しいと言いますが、100人中100人満足する質問はできないわけでして、やはり短答式レベルですと法科大学院で習った内容に即していますので、そういう意味では行政法につきましては適切な問題じゃなかったかと思っております。

それから論文式試験ですけども、公法系ということで、憲法の中に行政訴訟の類型を問うものがあり、行政法の中では憲法の法律と条例との関係を問う問題が出てまいりました。そういう意味では、公法系科目としては、憲法、行政法が融合できたという点で例年にないような形での本年度の出題ではなかったかと思っております。

ただ、行政法の中に憲法の条例が出てくるものですから、負担が重いようです。それは憲法でやっている話ではありますが、行政法の方でも同様の講義をやっておりますから、学生さんは非常に負担感が多いと言いますが、負担感が多いというのは主観的な意見が非常に多かったんじゃないかと思っております。教える立場としましては、コアカリキュラムに沿った形で教えていれば、応用力というものがつきます。やっぱり出された食材をどう料理するかという話ですので、それを料理できなかった、包丁をあまり研いでなかったり、あるいは料理の仕方がまずかったと思います。食材をちゃんと見極めてこの料理を作るという方向に行けばうまくいくはずですので、負担感が多いというのは非常に残念かとは思っています。

それから、行政法の総合演習で試験問題を毎年作っているんですが、できるだけ新司法試験に沿った形で弁護士さん同士の話を作って誘導するんですが、ほかの科目と違うのが行政法の特徴です。ただ不安なのは、いつ誘導がなくなってしまうのかというのが非常に不安です。弁護士さん同士の会話で誘導させるんですけども、これがなくなってしまうときには、果たして受験生が誘導なしで行政法の問題が解けるかどうか。もし誘導がなくなったら、やはり行政法は非常に難しいということで、本年度のアンケートの中にもあ

りますけれども、いらぬ科目は行政法というこれは、たぶん2倍3倍に増えていくんじゃないかという危機感を持っております。ただ今年度の問題につきましては、非常に適切であるというのが印象的です。以上です。

(司会) ありがとうございます。『法学セミナー』の8・9月合併号でちょうど新司法試験問題の検討の特集を組まれているのをご存じかと思っておりますけれども、ここでも3系統の科目全般についての分析が出ていますが、民事、刑事の系統が科目別にどちらかという分離を強くする方向でいったのに対して、憲法、行政法はお互いに交錯するような問題の出され方をしているということ、ここに出ての方もわりと高評価をされていましたけれども、先生もそれは在り方としては望ましい方向だとお考えでしょうか。

(L) 一昨年でしたか、ここへ参加したときに、行政法はひょっとすると民事系3目と融合するんじゃないかと申し上げました。というのは、行政訴訟がメインでありますので、行政法ですと行政法の総論が短答式に出やすく、各論の行政訴訟が論文式で出るものから、民訴に近いという形で民事系にいくんじゃないかという懸念もあったんです。それが是正されましたので、憲法、行政法が非常に融合した形で、我々も憲法の先生方と非常に教えやすくなったというのが特徴です。よりよき法曹を目指すのであれば、憲法と行政訴訟が融合した形が望ましいんじゃないかと思っております。

(司会) 同じ角度の質問ですが、C先生はどういうふうに受け止めていらっしゃいますでしょうか。問題が、憲法と行政法が少し交じり合うような形式をおそらく試験委員の方は意識されたのかなと見られる部分についてはどういうふうに評価されていますでしょうか。

(C) 私は憲法の第1問の設問1の「どのような訴訟を提起するか」という問題に関しては、あまり適切な問題ではないという印象を受けました。というのは、普段、学生の皆さんと接していて、この入り口のところでそこから何か行政法的な発想に移っちゃって、憲法の答案であるのに行政法的な論述をされる方が結構実力者の中にも多くて、実力がある方ほど何かそれを書きたくなる傾向があるのか分からないんですけども、そういう意味でほかの科目は科目ごとの特色が出ているのであれば、公法系もきちんとむしろ明確にした方がいいんじゃないかなと個人的には思いました。

(司会) ありがとうございます。では、普段、専門の分野でないという先生も含めて、今の公法系の問題についてのご意見をいただければと思いますが、I先生、お願いできますでしょうか。

(I) 私の意見というよりも、学生との意見交換会のところで、短答式の行政法は例年と比べるとやはり難化しているという意見が圧倒的に多かったんですね。それで実際に発表を見ても、科目ごとに足切りがありますよね。刑事系は今年部分点が大幅に減ったので、刑法は圧倒的に科目の足切りがすごく多かったんですけど、ただ行政法、公法関係も結構足切りが例年に比べれば多かったということで、やっぱりちょっと行政法は短答に関しては難化しているのかなという印象を受けております。

(司会) 発表されているデータによりますと、この『法学セミナー』の受け売りですが、64.5%の方がクリアしたということで、逆にいえば3分の1の方が足切りに遭っているということですので、やはりここは短答式の在り方としては、見直されるべき問題は含んでいるんだろうということは指摘できるかと思います。

それでは、全体的な議論のところでまたお時間は取れるかと思しますので、先に進みたいと思います。続きまして民事系についてアンケートの分析を先にさせていただいて、また先生方のご意見をいただくようにしたいと思います。では、民事系の分析を。

(今泉) 今泉の方から民事系についての新司法試験のアンケートの分析結果を報告させていただきます。先ほどと同じくお手持ちの資料の1ページ目からのところですが、まず短答式についてのご意見ということで、民事系につきましては、問題量については「適当」という意見が7割で、大部分の受験生は、問題量は適当であると考えていたようです。短答式についての問題の難易ですが、こちらも「適当」という意見が過半数、約7割でした。公法系と刑事系が「やや難しい」という意見が最も多かったのと比べると対照的でした。

次のページ2ページ目に行きまして、「法科大学院の講義で学ばない条文や裁判例の知識を問う出題があったか」ということに関しては、「なかった」というのがほぼ半数ですが、しかし「少しあった」という意見も4割程度いまして、「具体的にはどのような条文ですか」というところは3ページ目のところですが、「会社法」という意見が最も多かったです。あとは民事訴訟法の細かい手続きとか家族法というのが学ばない条文や裁判例の知識だったという意見が続いております。

6ページ目に行きまして、「法科大学院教育とかけ離れた出題はあったか」という点ですが、こちらに対しては「なかった」という意見が圧倒的に多く、78%程度でした。ただし、「あった」という意見も約2割程度ございました。

「どんな出題ですか」というところ、これも先ほどの公法系と同じく、学ばない条文や知識というところの意見と重なるところが多いのですが、具体的には手形小切手や会社法の細かい知識の部分がかけ離れているということで、受験生としては、細かい知識や細かい条文が聞かれると、かけ離れているとか学んでないと回答する傾向があるのではないかと思います。ここまでが短答式についてです。

続きまして論文式についてですけれども、9ページからですが、「出題形式について」と

いう点ですが、民事系、民法については「ほぼ適切」という意見が7割程度、民訴についても同様です。商法についても「ほぼ適切」という意見が最も多かったんですけども、6割と相対的に少なく、また「出題形式がやや不適切」という意見が2割を占めました。

この点、なぜかというところは、「具体的にはどのようなことですか」というところで、商法については、「小問の区分けが不明確で点数配分が分からなかった」という意見がいくつか見られましたことから、これがやや不適切という意見の原因だったのではないかと思われる。

次に「問題事例の設定について」というところ、12ページからですが、これについては、民法については「複雑である」と「複雑過ぎる」が合わせて63%であり、かなりの受験生が出題を複雑と感じていたことが伺われます。「適当である」という意見は36%でした。民訴については、「適当」という意見が約7割で、かなりの受験生が事例設定は適切と感じていたことが伺えます。

商法については「適当である」という意見が63%で最も多かったんですが、「複雑である」、「複雑過ぎる」という回答も合わせて34%ほどいました。ですので、民事系全体としては、問題事例の設定は適当と感じた者が多かったと思われるんですけども、複雑あるいは複雑過ぎると感じた者もかなりの程度いたと言えそうです。

次に13ページ、論点の数についてですけども、民法については「やや多い」というのが42%で最も多く、これと「多過ぎる」という回答が28%と、合計で7割の人が民法については論点の数が多過ぎるか多いかと思っているということです。

民訴については、「論点の数は適当である」という人が7割と最も多いんですけども、「やや多い」、「多過ぎる」という意見も合わせて50人、24%ほどおりました。商法は「適当」という意見が3つの中では48%と最も多かったのですが、「やや多い」、「多過ぎる」を足すと51%となって、「適当である」という意見を超えます。ですので、民事系全体としてはかなりの受験生が論点は多かったと感じていたということが言えそうです。

13ページ(2)のBですけども、「問われている論点は法科大学院の講義で学んだものか」というところに関しては、民事系に関しては「適合している」との意見が65%でした。「適合している」の割合は、系の中では一番低い結果となりました。

15ページに移りまして、出題の意図と回答者に要求される知識および思考力、応用力との関係につきまして、民法については真ん中のグラフ、「適切である」という回答が56%、次いで「やや知識偏重」が22%。これに「知識偏重過ぎる」という回答が7%おりまして、この「やや偏重」と「偏重過ぎる」を足すと3割いきますので、全体としては適切という回答が一番多かったのですが、知識に偏っていると感じた受講生の割合も高かったことが伺えます。

ただ、相関性があるのかは分からないんですけども、先ほどの論点の数だと、民法が「やや多い」、「多過ぎる」が7割いたのに対して、「知識偏重」というのはそこまで多くはないので、論点の数が多から知識をいっぱい聞いているぞというところを感じるかどうか

かということは、それほど相関性はないのかなとこのアンケート結果からは読み取れます。

次に民訴の応用力、思考力との関係についてというところは、「適切」というのが約半数、次いで「やや思考力、応用力に傾き過ぎ」という意見が23%で、「傾き過ぎている」の8%を足すと31%となりまして、民訴系については、今度は、こちらは思考力、応用力に傾き過ぎているのではないかと感じた受講生の割合が高いことが伺えます。

商法は「適切」という意見が約半数で、「知識偏重」が25%、「知識偏重過ぎる」というのが7%で、合計31%となり、逆に商法は適切と感じている受験生が半数ですが、知識偏重と感じた受験生の割合も高いことが伺えます。報告は以上です。

(司会) ありがとうございます。それでは民事系につきましては、まず事前に詳細な分析の結果のご意見をいただいておりますJ先生に、ぜひ詳しく今年の試験をどう見るかということについてお話しいただきたいと思います。

(J) 事前に提出した意見書を詳しく説明するとすごく長くなってしまいますので、できるだけ手短にお話ししたいと思います。私の専門は民法ですので、民訴法や商法については分かりませんし、また家族法のほうもよく分かりませんので、財産法だけなのですが、短答式について言いますと、問題それ自体はすごく易しくてよかったのではないかと思います。正直な話、私どものところの院生にも言っていますが、この問題で8割取れないようなら、もう受験はやめた方がよいのではないかと、というくらい簡単だったと思います。

問題自体は、法学未修者1年次、あるいは2年次春学期くらいまでの基礎科目で必ず触れられる基本的なものがほとんどでして、その意味では適切だったと思います。やや細かいものもありましたけれども。

ただ、やっぱり試験時間は短いと思います。1問平均2分なんですね。そうすると1選択肢あたり20秒から30秒で判断せよということになりますが、それは短すぎるんじゃないかと思います。この点について受験生に尋ねますと、「いや、時間内に楽々できます」という答えが返ってくるのですが、その一方で、短答式の準備自体は3年次の初め頃には開始しているわけで、それはやはり特化した勉強をしているからではないかと思えます。そういうことを覚えるために時間を使うんだったら、もっと大事なことがあるのではないかという思いがあります。その意味で、短答式の試験時間は短すぎるんじゃないかと考えていますし、試験として適切とまでは言い難いのではないかと思います。

論文式については、例えば法科大学院3年次の演習科目の問題として出題して、ゼミ形式であれこれいろいろ議論する問題としてであれば、これはよく練られたよい問題ですし、適切な問題だと思います。ですが、新司法試験の2時間の中で解く問題としてみると、これはどうかな、というより不適切なのではないかと、思わざるをえません。なぜかと言いますと、小問が全部で5問あるのですが、そのうち3問が法定債権からなんですね。1問が不当利得、2問が不法行為です。しかも、不当利得法のメインの問題ではなくて、転用

物訴権というすごく端っこの問題なのです。不法行為の問題も、土地工作物責任と素因競合という外れのほうの問題なんですね。法定債権でも、ど真ん中不当利得、ど真ん中不法行為ならまだしも、端っこの問題なわけです。

転用物訴権については、民法判例百選にも載っている有名な判例があるのですが、私は不当利得を専門に研究していたことがあるので申し上げますと、不当利得としては特殊な問題なんですね。むしろ不当利得の基礎理論をキチンと理解していると理解できない判例なわけで、それを2時間の中で、単純計算すると30分も取れない、25分くらいしか取れない中で、どうやって書けというのか、と思うのです。これは、よほど優秀な人は別として、判例の規範を覚えてあてはめておしまい、という以上のことは何もできない問題ではないでしょうか。もっとも、よほど優秀といっても、たぶんほとんど書けていないのが実情だと思います。旧司法試験で転用物訴権について出題されたことがあり、予備校なんかから再現答案集が出ているのですが、そのときの再現答案を見ると、上位合格者の答案でも、専門の立場からすると全然書けていない、判例の規範を示してあてはめただけという答案しか書けていないのです。

そういう意味で、転用物訴権について出すのはどうかと思います。ロースクールで学ばせること自体はよいと思うんですね。ただそれは、思考力を試す素材として出題するのであればともかく、新司法試験で問うべき問題ではないのではないかと思います。不当利得の基礎理論を理解してただけでは理解できない判例について、きわめて正確に理解していなければ短時間では解けないというのでは、いくら何でも要求しすぎだと思いました。

それから素因競合ですが、これは、判例は原則として過失相殺の類推によって処理しているのですが、実はその前に因果関係があると言えないといけないのですね。そうすると、相当因果関係説で考えたときには、予見可能性を肯定しなければならなくなるのですが、素因について普通は予見可能性ありなんて言えるわけがない。だから予見可能性を擬制しなければならぬわけで、まずそこで引っ掛からなければいけないんですね。そこをすっ飛ばしておいて、「判例は、過失相殺類推だから、疾病にあたらぬ場合は過失相殺の類推で減額できる」、なんてやったら、ほんとは論外の議論になるはずなのですが、今回の試験ではそれ以外に論じようがない、時間的に言っても無理になっているのです。

また、賠償範囲論で、保護範囲説を採るのか、危険性関連説を採るのか、といった点も絡んでくるわけですが、そこで悩んでいたのでは書けない問題となっているのではないかと、その点で不適切なのではないかと思うのです。もっと1時間くらい取らせて、設問で誘導しながらじっくり考えさせるならよいと思うのですが、小問でドバーっと、20分から25分で書けというのは、無茶苦茶な問題だと思います。

土地工作物責任についても、問題としては、事実を丁寧に拾って単純に当てはめればよいだけの問題なのですが、事案が複雑ですので、15分から20分で書けるかどうか、ギリギリ一杯なんじゃないかと思います。

さらに、債権売買の解除、不履行解除が問われています。これはいい問題だとは思うの

ですが、やっぱり30分ではとても無理だと思います。また、転用物訴権の流れで詐害行為取消権についても問われています。これも、事実を丁寧に拾って条文にあてはめていけばよいので難しくはないのですが、やはり事案が複雑ですので、丁寧に事実を引きながら考えたとすると、とても時間が足りないのではないかという気がします。

以上の点からすると、結局、今年度の民法の論文式試験問題は、判例の規範を無批判に暗記せよと言っているに等しいのではないか。もちろん、出題者の意図としては、そうではないと思います。よい問題を出そうと苦心して作られているとは思いますが、そのような出題者の意図とは無関係に「判例の規範を無批判に暗記せよ」というメッセージを発してしまっているのです。「地獄への道は善意で舗装されている」と言います。善意だとは思いますが、結果は最悪であるように思います。これは是非申し上げておかなければならないことだと思います。

その他、新司法試験全体のあり方についても意見を述べたいと思いますが、それはまた後ほど発言させていただければと思います。済みません。長くなりましたが以上です。

(司会) ありがとうございます。それでは民事系のほかの分野のところを順次聞いていきたいと思いますので、ちょうどお隣のI先生、民訴分野中心でコメントをいただければと思います。

(I) まず短答式ですけれども、これは学生との意見交換会などでは、民事系は民訴に限らず例年通りというか、むしろ民訴なんかは例年よりもよくなっていると。それから去年の意見交換会で、会社法の短答はちょっと実務に偏った細かい問題が出ているんじゃないかという指摘があったと思うんですけれども、実は意見交換会で聞いたら、おととしが一番ひどくて、去年は少しそれ以前よりまともになって、今年はなおまともになったということなので、今年は受験生に聞いた限りでは、民法、商法、民訴の短答についてはおおむね妥当な問題であったという意見が多くて、民訴に関しては私もそう思います。

それから論文式ですが、先ほどのアンケートからも出ていると思うんですけれども、民事訴訟の方に関しては、いわゆる典型的な論点の知識を問うというよりは、基本的な知識を前提に考えてもらうという問題が毎年出ています。だからアンケートで「やや思考力、応用力に傾き過ぎ」というパーセントが大きい、それから「法科大学院の教育を超えている」というような回答も、おそらくこの新司法試験で問われるような問題については、授業で教わったことがない問題が出るということだと思いますが、ただそれは1つの見識で、いわゆる論点の知識を吐き出すようなことをしないで自分の頭でその場で考えてほしいということを求める問題としては、そういう問題を出すべきかどうかということはあるんですけれども、もしそういうことを求めるのであれば、今年の問題は適切ではないかと思っております。

昨年は一部の出題にかなり不親切な出題があったと指摘させていただきましたが、今年の出題はそれはもうないということで、今年の出題はそういうことで、おおむね出題者の意図を実現したい問題ではなかったかなと思っております。

(司会) ありがとうございます。もう一方、途中からで恐縮ですが、○大学のN先生、民訴の関係で今年の司法試験をどう見るかというところでコメントをいただければと思いますが。

(N) 私は新司法試験の考査委員でございますので、作問の努力の結果を非常に評価していただきましてありがとうございます。私としては、できるだけ弁護士会の方のご意見を伺わせていただいて、それをできるだけ作問に反映させていただいているつもりでおります。そういう意味ではその努力を評価していただいているということでお礼を申し上げます。

受験生の思考力をみるという点については、大学院の講義でした内容そのものずばりが出るということではやっぱりよくないのではないかというのがおそらく出題者の意図ではないかと思えます。

(司会) すみません、ありがとうございました。それではもうお一方、民事系で、○大学のE先生、コメントをいただければと思いますが。

(E) 特にお話しすることはないんですけども、私が毎年試験問題で考えることは、新司法試験というのはどういう目的なのかということに尽きるんですね。新司法試験で100点満点というか、誰もが書けるような問題を出すわけにはそもそもいかない。そうすると必然的に競争試験になってしまうというところで、そうすると、そのときの出題者の方がどういう視点でこれを出そうとしているのかということで、例年少しずつ変化が見られるんだろうと私自身は思っております。

そういうことでは、毎年毎年出題者の方が苦勞しているというのが、私は試験を受ける方じゃありませんので、むしろそれを見る方ですから、客観的に見ていくと、毎年毎年出題者の方が苦勞しているのがよく分かる感じがします。他方、今度は仮に私が試験を受ける立場だったら、これは大変な試験だなというふうにはつくづく思うところです。以上です。

(司会) ありがとうございました。また分野をまたいでのお話でも結構ですので、ほかの先生方を含めてどなたか民事系のことでコメントをいただければと思います。特に今年、商法の問題では、財務諸表を見ないと設問の意図に行き当たらないというところがありまして、先ほどの民事系の分析の中でも少しアンケートで出てきたかと思えますけれども、

もううちのロースクールではそういうことはやってないのでとんでもない出題だと言ったり、あるいはロースクール側に対して、ちょっと授業がおかしいというようなことを言っている受験生がいたりということで、少し例年と毛色の違う出題の仕方があったということがクローズアップはされているんですが、そういうことも含めて先生方のご意見がもしあればいただければと思うんですが、いかがでしょうか。では、J先生。

(J) 商法の問題は今初めて見たので、今のご指摘で財務諸表が出ていると気がついたのですが、それはむしろよいことだと思います。法科大学院の設置時にカリキュラムを作る際、会計学は必ず入れよう、必修にはしませんでしたが、せめて財務諸表は読めるようにする必要があるだろうと考え、商法の先生にも、そういうふうをお願いをして、カリキュラムを組んだ覚えがあります。その後、実際の授業でどこまで教えられているかまではチェックしていませんが、ですから、その点でよい問題だと思います。

逆に言うと、それはやっていないことこそが問題なのであって、あるいはそういうことに時間を掛けられないことがやはり問題なのではないかと思います。だって法律家というのは問題解決者なわけですし、実際の実務に立つときに、「財務諸表を見たことがありません。今から会計学を勉強します」、なんて言い訳は通用しないわけですから。せめてそれくらいはやるべきだし、やれるような状態になってほしいと思います。

(司会) ありがとうございます。それでは、また民事系の話に戻ることもあるかと思えますので、先に刑事系の方の分析とご意見をいただく方に進みたいと思います。では、武谷委員。

(武谷) それでは武谷の方から簡単に刑事系の分析をさせていただきたいと思います。まず短答式試験ですが、1 ページ目をご覧ください。「問題量について」という質問ですが、「適当」という回答がだいたい 25%、「多過ぎる」と「やや多い」というのを合わせるとだいたい 75%になっております。刑事系に関しては、他の科目より多く、時間的に厳しかったと感じた受験生が多かったのではないかと思います。

次に「問題の難易について」の質問ですが、これもまず「難しい」と「やや難しい」という意見が全体の 74%くらいを占めており、今年の刑事系は非常に難易度が高めであったと感じた受験生が多かったという分析ができるかと思えます。

次に 2 ページ目に進んでいただきます。「法科大学院で学ばない条文や裁判例の知識について」という質問については、「なかった」と「少し」がほぼ同数で、約 80%を占めています。問題の内容自体は、法科大学院で履修した範囲からおおむね出題されているといえると思います。

次に 6 ページで、「法科大学院とかけ離れた出題について」という質問については、「なかった」という回答が約 70%ということで、おおむね法科大学院教育に沿った出題という

ことが見て取れるのではないかと思います。他方 30% くらいの受験生がそうではないとも回答しており、この辺りは、法科大学院の教育との関係で多少問題があるかなと私自身は考えています。

7 ページの受験生の感想で目立ったのが、主に刑訴の分野からですが、保釈、即決裁判手続、告訴権者の範囲、弁解録取書の作成、あと裁判員制度の理解など、細かい実務的な問題が多いと指摘する受験生が結構いたということです。

また、刑法に関しては、いわゆる事務処理型の問題とかパズル問題といわれているような、複数の学説を挙げてそれと事案を組み合わせながら、短時間に正解を導くことを要求するような出題が増えてきているという指摘がなされています。これは短答試験の出題方針で、旧試験でみられたような過度に複雑な出題形式は出題しないという合意事項があったかと思うのですが、これとの兼ね合いはどのようなかという点について先生方のご意見もお聞きしたいところです。

次に論文式試験にまいります。9 ページをご覧くださいなのですが、「出題形式について」という質問について、刑法に関しては「大変適切」と「ほぼ適切」という回答で 93% を占めております。出題形式については多数の受験生が現行の出題形式についてはまず問題ないと答えていると思われま。

刑訴に関しては、「大変適切」と「おおむね適切」という回答で、これもだいたい 80% くらいでして、刑訴についても形式については受験生の支持が相当程度得られていると考えられています。受験生の感想では、刑訴に関しては論ずべき問題点が多いという指摘が散見されております。

12 ページの「問題事例の設定について」の質問では、刑法に関しては、「適当」という回答が全体の約 72% でして、刑法については特段複雑な内容ではなかったと言えるかと思えます。

刑訴に関しては、「複雑過ぎる」と「複雑である」という回答と、「適当」という回答がほぼ同数という二極化の傾向が見られます。刑訴に関しては、受験生の実力によって回答が異なったのとも感じられました。

13 ページの「論点の数について」の質問ですが、刑法に関しては「適当」と回答する人が約 56% 程度いる半面、「多過ぎる」、「やや多い」と回答する人も約 40% あり、受験生によってばらつきがみられます。

それに対して、刑訴に関しては「適当」と回答した人が 28% くらいしかいない反面、「多過ぎる」、「やや多い」と回答した人が 70% を占めています。刑訴に関してはもうとにかく論じるべき量が多かったということで、苦戦した受験生がかなりいたと分析できるかと思えます。

13 ページの「問われている論点は法科大学院の講義で学んだものであったか」という質問について、「おおむね適合している」と回答した人が 80% 以上を占めておりますので、論点そのものは法科大学院で学んだものから出題されているといえると思えます。

最後に 15 ページの「出題者の意図と解答者に要求される知識および思考力、応用力との関係について」の質問ですが、刑法に関しては「適切」と回答した人が 81%であり、知識および思考力、応用力とがバランスよく出題されているということが言えるかと思います。

他方、刑訴に関しては「適切」と回答した人が 62%程度いる一方で「知識偏重」とか「思考力、応用力に傾き過ぎ」と回答した人もおり、刑訴の出題については受験生の間ではばらつきが見られました。

全体として、短答、論文を通して、刑事系に関しては他の科目に比べて難しかったということがアンケートから見られますので、このような結果になったのはいかなる理由かということをご教示いただければと思います。私からの分析は以上です。

(司会) ありがとうございます。それでは議論に入るところですが、ちょうど始まりましてから 1 時間半たったところで、会もちょうど半分になりますので、ここで少し休憩を入れたいと思います。その後、M先生からまずはコメントをいただきたいと思いますので、じゃあ、10分ほど休みを取りたいと思います。7時10分から再開したいと思いますので、また時間になりましたらお集まりいただければと思います。よろしく願いいたします。

<休憩>

(司会) 刑事系については、まずM先生よりご意見をいただければと思います。

(M) まず短答式ですが、今年の結果としての特徴は、平均点は昨年 62.8 点だったんですが、57.3 点です。かなり大幅ダウンですね。40%未満のいわゆる足切りに遭った人が、昨年 370 人が 702 名、ちょっと異常な数字になっているんですね。だからかなり出来が悪いといえば出来が悪いんですが、実は今年の短答式は最終日にやっていますので、これがどのくらいの影響を及ぼしたのかも含めて、もう少し実証的にこれから分析しなくては行けないなと思っております。

ただ、3 系統の中での一番平均点が、702 名が 40%に足りなかったというのは、今日のアンケートに出ているように、受験生にしてみると、短答式自身が問題の量も多過ぎるし、中身も難しいと感じたことは間違いのないんだろうなと思います。

ただこれは皆さん、たくさん刑事系の方がいらっしゃるので意見を聞きたいんですが、私自身は、解いてみて中身が特に難しいという感じは例年に比べてあまりしなかったんですね。内容的にも結構基本的なものが出ているし、あと実務的なものが出過ぎるみたいな意見もありますが、私は実務的なものも置くこと自身はいいことではないかと思うんです。ただ、いかんせんやはり分量が多過ぎることが一番の問題かなと私は思っていますので、そこのご意見をお聞きしたいと思います。

そのことに関しましては、解答欄の数、分かりますよね。5つ脚があって、正しいものは1、間違っているものは2を付けるというと、1問に解答欄が5つ用意されるわけですね。そういう意味で解答欄が全部でいくつあったかということ、この数年の経緯は、66個、58個、55個と減ってきていたんです。だから楽になってきた面があるということですが、一昨年に76に増えてかなりの激増だったんですが、昨年72にちょっと減りました。それが今年はまだ76に逆戻りしているという現象があります。だからそういう意味でも分量的には増加傾向で、ちょっと反省したけどまた増えちゃったという状況だろうと思います。

あと刑法と刑訴と出題形式がかなり特徴的な状況があって、刑法は、正しいもの、誤っているものを1つ選択させるという問題がなくなってしましまして、正しいもの、間違っているものを2つ選ばせるというのが主流の出題になっています。それから刑訴の方はそういうのではなくて、正しいものの組み合わせ、あるいは間違っているものの組み合わせを選べというのがものすごく多くなってきて、刑訴の方は先ほど言った、5つそれぞれ、正しいものは1、間違っているものは2というような、全部正しく答えることを求められる。時間が相当かかる問題がやはり全体の中の7問ありますので、相当時間的にきつかったのかなと思っております。

私自身の感想としては、「難しすぎる」、「やや難しい」と受験生が答えた分も、時間が足りなくてこの時間の中ではとてもやれないという含みなのかなと理解はしているんですが、ここは皆さんの意見をお聞きしたいと思います。

論文の方も、このアンケート結果からも、やはり刑事系、特に刑訴が突出して評判が悪いという状況になっているように思います。刑法は正当防衛の問題が出て、基本的にはかなりオーソドックスで、考える力を問うというもので、適切な問題かなと。やや時間が足りないという感じがあるかもしれませんが、刑訴に比べたら分量的にもまあまあいい問題ではないかなと私も思いました。

それに対して刑訴は、昨年もそうだったんですが、今年もものすごく書かなきゃならないことが多くて、実際、私自身が学生に解説するために解いて論文構成までやって、その感覚でいえば、最低3時間いる、場合によっては4時間ないとともに論文として書けないぞという問題だったと思います。

問題はこの後ろの方にも出ていますが、逮捕1から逮捕4まで、4つ逮捕があるんですね。Bという者と共犯だった3人がいるんですが、Bは死んじゃっているものですから、甲と乙それぞれの通常逮捕とか現行犯逮捕という4つ逮捕が出てきます。それぞれと、およびその後の拘留も含めて、適法かどうかということを論じさせる問題が1つ。それから甲と乙というのが出てくるんですが、甲と乙の携帯電話の中でのメールのやりとり、それからパソコンの中でのメールのやりとりを捜査報告書にしたものの伝聞証拠に絡む証拠法の問題が大きく2つ出ているわけですが、とにかく逮捕が4つありますから、それぞれで書いていかなきゃならないだけでもものすごく大変になります。

それから捜査報告書に付いているメールも、甲と乙というのが同じ裁判で審議されてい

ますから、どっちにとっての証拠なのかという区分けも含めてやっていくと、実際に全部掛け算になりますから、その項目だけ挙げておむちゃくちゃたくさん解答をしなければならぬことになる。そのこと自身が問題であって、端的に言うと、一個一個の問題についてきちっと規範を立てて当てはめをしていく作業をやり、絶対に時間内に書けないと思うんです。

やり方としては、規範を立てないでも、論点、問題点を指摘して結論だけ書いていくということであれば、もしかすると2時間以内にできるかもしれない。つまり、考える思考プロセスをきちっと論文に表そうとまじめに考える人は、とんでもなく時間が足りなくて途中で終わってしまう。当然、成績はものすごく悪いということになりかねない問題だと私は思います。できる人がむしろ点が悪くて、できなくて適当に問題点を指摘して結論を書いていくと、それなりに、いい点は取れないかもしれませんが合格してしまうということになる問題ではないかなと思っています。これについても皆さんの意見をぜひ聞かせていただきたい。

すみません、長くなりますが、あと2つ問題があります。実は法学セミナーの座談会の中でもちょっと議論になったんですが、今年の逮捕3と逮捕4というのはいったい何かというと、多くの受験生が何が問題だったか分からないというふうに、実は私の教え子たちも、分からない、分からないという人だらけでした。私も最初、何だか分からなかったんですね。よくよく読んでみると、3、4は通常逮捕なんですね。この通常逮捕の疎明資料が何だったのか書いてないんですよ、書いてないんだけど、問題文全体をじっくり読んでみると、これは乙のパソコンしかないんだと。これは殺人死体遺棄ですが、この通常逮捕の、この犯人だということを証拠付けるものは乙のパソコンしかないということが分かるんですね。推理小説みたいな感じです。そこが分かると、乙のパソコンは、あ、これは別件差し押さえの問題点があるんじゃないかということが初めて分かる。

そこを論ずればちゃんとした論文になるんですが、そこを論じないと、端的に言えば、この逮捕3、逮捕4は問題ないと書くのが一番正解なんですね。実は逮捕1は別件逮捕かどうかという問題があって、この別件逮捕は、でもこれは適法であるという結論になるしかないような問題なんですね。また別件逮捕が違法であった場合には、これは蒸し返しの逮捕になるかもしれない再逮捕の問題がある、だけど本件では別件逮捕が最初から適法と書いてありますから問題ない、そんな回答をした人が結構いるんですね。問題が分からないものでそういうふうを書くしかなかったということがあります。だからこれは非常に不親切な出し方だと思います。

ただ、私はその中で議論したんですが、実務家としては、これはとても大事な視点なんですよ。つまり、弁護士が逮捕されちゃったというときに、何でだ。あ、そうするとあれがやっぱり資料になって逮捕されたんじゃないかなということをやっぱり書いてなくても、つまり問題文に書いてないけれども、どんなことを調査して何を突き止めていくかという力がものすごく大事だと思うんですね。そこを問うているんだというのであれば、

非常に実務的であり、弁護士、法律家のセンスを問う非常にいい問題だと思います。

けれども、そういうことを求めるのであれば、さっきのは全体として多過ぎるものからです。僕は半分くらいにすべきだと思いますが、3分の1くらいにして、とにかくこの問題文の中から何が重要かということは、今までずっと重要な事実を拾い出すことはやってきましたけれども、書いてない隠れた重要な事実が何かを考えるとというのも実は本当に大事なことではないかと思いますので、そういうことを問うのであれば、それにふさわしい分量、それにふさわしい、ある程度書かないまでも、そこをサゼスチョンするような問題の出し方がやっぱり必要じゃないかなと思います。

ただ同時に、そこまでいくと、各法科大学院でそこまでは教えてないよなという議論になりました。ただ、実務家であれば分かる、だけど実務家と研究者がそこまで協力してそういう授業をつくられているだろうかということを反省する必要があるのかなという議論もありました。

実はこの問題は、今年もそうですが、ここ数年間の伝聞証拠の伝聞か非伝聞かという問題の解答においても常に伏せんがあったと思うんですね。私はそれを評価してきたんですが、単にこの証拠の要証事実は何なのかということ、ちょっと見では分からんわけです。実際にどういうふうな捜査が進められて、どんな証拠を捜査側が持っていて、どういう訴因で起訴されてどういうふうに争っているのか、そしてここまでの審理状況で、どんな証拠で何が立証されているのかと。そこにこの証拠がぶち込まれたときには、要証事実は何なんだろうかということをお考えなきやいけないわけですね。そこをお考えして解答しないと本当の正解にはたどり着かないという問題が、ここ数年、すでにずっと出ているんです。これもなかなか、刑訴法の教科書には書いてないですね。じゃあ、実務書でそういうことが簡単に書いてある本があるかということ、そんなにあるわけでもない。ここの教育も本当に法科大学院なんかでどうすべきかという議論になるところだと思うんです。

ただ、私はそういう出題はいい出題だと思っていまして、それに合わせた法科大学院のまさに実務と理論を架橋したような教育内容をこれからどうすべきかということになるのではないかなと思っていますので、この点について意見を伺いたい。

最後に1点、出題ミスがありました。どういうことかということ、さっきの2番目のやつが現行犯逮捕なんです、警察官がQという人とPという人がいて、現認して逮捕したと書いてあるから、私も最初読んだときには、当然現認した人が逮捕したと思っていたら、よくよく読むと現認したのはPかQか片方で、逮捕したのは別の警察官になっているわけです。そうなりますと、これはすごく問題なわけです。ただ、問題はそれ以上の詳しいことを書いてないんです。例えばPとQとはどういう位置関係で、目撃したときにどんな状況だったか、そしてPが目撃したのをQにどういうふうに伝えたのかという、2人で追跡してこっちが逮捕したわけですけど、その状況がちゃんと書かれてないと解答のしようがないわけですね。こういう場合にはこうだ、こういう場合にはこうだと場合分けをして解答するしかないという問題になっています。

僕はこれは推測ですが、ミスプリだろうと思うんです。本当にそこを問うならば、ちゃんと具体的な状況を問題文の中に書くと思うんですよね。まったく書かないでそういう不親切なことをやる。実はこれに気付いた受験生と気付かない受験生が本当に相半ばしている状況です。

そのために試験直後に「平成23年新司法試験論文試験、試験科目第2問について」というコメントが司法試験委員会から出されました。「問題文に不適切な点があったので、以下の通りの取り扱いとすることにいたしました。逮捕2の逮捕者が司法警察員Pとなっておりますが、同人が乙の現行犯逮捕した経緯についての情報が不足しており、またそのため逮捕者が万引の現認者とは別人であるのか否かが読み取りにくい不適切な設問となってしまいました」。

ここまではいいんですが、「採点に当たっては、逮捕者について現認者と異なる司法警察員Pと読み取ったものもそうでないものも、そのいずれであってもそれぞれの事情を前提に適切な論述がなされているかどうかで評価します」と言うんですね。ということは、気付かなかった人は何も気付かないから、ここは考えもせず書きもしない。これも同じく評価しますよと。気付いた人は、その気付いたことに見合った、さっき言ったこの場合、この場合と場合分けして書いた。これも同じ評価にしますよと言っているわけですね。これは結果としてもものすごく不公平なんじゃないかなと私は思っているんです。

気付いた人はそこを考えるために10分くらい時間を使ったかもしれません。書くためにやはり10分くらい時間を使ったかもしれません。それが5分5分であったとしても、そのためにほかの問いに時間をかけられなかったと。けれども、全然気付かないで、ある意味では不注意で気付かなかった人は、ほかの方でちゃんと点を取れているということになりますので、これは大問題になるのかなと私は正直思っています。

ですが、司法試験委員会も不適切だったおわびは早くすべきで、それはいいことですが、どう対応するかはもうちょっと時間をかけて考えて適切な対応をすべきだったんじゃないかと、正直言うと私はそう思っているんです。この点についても多少ご意見があったら伺っておきたいなと思います。以上です。

(司会) ありがとうございます。では、まず刑事系の中では、日本大学のK先生から刑法中心にコメントをいただければと思います。

(K) 私は専門は刑法で、刑事訴訟法はやっていませんので、刑法ということでお話しさせていただきたいと思います。短答式は今、M先生がおっしゃいましたように非常に僕はよかったと、いい問題だと思います。ただ、大学院で刑法総論が2単位15回、各論も2単位15回で、これは法学部で刑法をやるとだいたい30回近くできるということで、各論も30回近く確保できるということなんですが、ロースクールに行きますとどうしても15回、15回ということで、非常に短い時間だということですね。

特に今回の刑法の適用とか、あと両罰規定なんていうことは、おそらく15回の授業ではできないだろうと。ただ既習者の場合は一応学部でやっているということが前提ですので、既修者ですとこれは学部の知識を思い出してもらえるとということかもしれませんが、完全未修の場合ですと、正直、ちょっと授業ではこの刑法の適用とか両罰規定の問題とか、あとは罪数のあたりは、15回の中ではちょっと難しいということになります。ですから授業との関係を考えてみると、ちょっとこのあたりは工夫していただかないと、完全未修の人にとってはちょっと不利になるかなと。

そうすると、やはりこれは最初ロースクールができたときの制度趣旨とちょっとかけ離れちゃうんじゃないのかという感じもしますので、このあたりは、まさにロースクールでやる2単位15回というもののなかで——必ずやらなきゃならないというのがあります。コアカリキュラムが出てきても、あれもまた全部やっていたらそれこそ50時間あっても足りないものなので、あそこから大事なものをピックアップしてやらざるを得ないということになりますけれども、あとは学生の自学自習に任せるしかないということにはなりますが、やはり問題として出す場合には、そのあたりはちょっと完全未修の人のことも、いくら大学院で3年間勉強するといっても、そのあたりのこともちょっとお考えいただければありがたいと思います。

それから論文ですが、従来から、財産犯罪と共犯をやっていたらいいんだよというのが、どうも学生たちが言っていたことなんですね。ところが去年あたりから変わってきている。しかも今年は総論が中心であったというようなことになると、やっぱりもうちょっと一工夫、総論として正当防衛あるいは共犯の問題なんていうのも確かにいい問題で、それはそれでよろしかったとは思いますが、ただ各論の方、どうせ1問しか刑法が出ないなら、各論も絡んだようなところをやはりちょっと考えていただければよろしかったかなという感想を持っております。以上です。

(司会) ありがとうございます。では、横に移動しまして、今度は上田先生、コメントをいただけますでしょうか。

(H) 私は法科大学院で刑法、刑事訴訟法、両方担当しているんですけども、まず今年の司法試験の短答式試験についてですが、やはり学生にとっては時間が足りないのではないかと。1問当たり平均2分余りで解かなければいけないということですね。だいたい憲法については判例についての知識を前提とした事例分析が求められている傾向がだいたい安定していますし、それから刑事訴訟法の方ですが、手続き的、あるいは技術的な問題が少し目に付くようになってきているかと。これは別に悪いわけではないんですが、もう少し解釈論的な問題、あるいは理論的な問題を聞いてもいいのかなという感じが、実務家である私からしても思いますね。

それから論文試験ですが、刑法も刑事訴訟法も問題とすれば非常にいい問題だと思いま

すが、やはり分量が多いのかなと。刑法ですが、今年、正当防衛の要件について理解していることを前提に、事案分析、そして3人の行為者について罪責をまとめていくわけですが、事実を正当防衛の要件に当てはめていく作業、それから共謀の整理とか射程とか、あるいは殺意の認定も絡んできているんですが、いい問題ではあるんですが、2時間で6ページくらいの中にきちんと書いていけるかどうかと。ただ、刑法も少し分量が多いかなと思うんですが、やはり特に刑事訴訟法、学生の皆さんのアンケートからしても非常に、ちょっと問題とすれば正直申し上げて不適切なのかなと。

やはり分量が適切であるということは、問題の良しあしには響いてくることだと思います。いい問題なんですが、学生を教える立場からすると、高得点を取るためには、あるいは落ちない答案にするためにはどうしたらいいかということから考えざるを得ないわけで、例えばあるテーマ、ある小問について配点が20点あるとすれば、そこをゼロとか5ではなくて10点15点獲得するにはどうすればいいか。当たり障りのない最小限のポイントになりそうな条文を挙げて、最小限の当てはめ結論を書くこと、それを繰り返せば、結果として合格するラインには入ってくるのかもしれませんが、ちょっと分量が多いので、おそらく出題者の方は非常に高い、そして質のいいものを求めているということは十分我々は分かるんですけども、ただ受験生には非常に酷なのではないか。

逮捕について、4つのパターン、4つの逮捕を聞いていまして、別件逮捕などですけれども、一つ一つ見ると、いいことを聞いてきている、あるいは非常によく悩んで考えさせるものがあります。あるいはその後の後半の方の伝聞法則とその例外についても、どの条文に対してどう当てはめていくか、問題文の事実関係をどう使うかと、非常にいい問題ではありますし、伝聞、非伝聞について悩むのは非常にいい問題、あるいは再伝聞、条文操作させるのもいい問題ではあるんですが、おそらく学生は考える暇がない。考える暇がない中で、2時間でどう6ページくらいの中で書いていくかということですね。問題の質はいい、発想はいいということですが、ただやはり主役は法科大学院生、受験生でありますので、そこをもう少し考えていただきたいなど。

私どもの法科大学院では、専任教員が夏休み中に司法試験問題について解説授業を行うことになっていまして、私も刑法と刑事訴訟法を行うわけで、その中で例年試験問題の分析検討をしているんですけども、特に今年の刑事訴訟法については、とても3年間の到達レベルを問う試験というものではない、それをはるかに超えているのではないかなと。

新司法試験というのは決して完成品を求める試験ではなかったはずですので、社会の幅広い経験を生かした方に法曹になっていただくためという趣旨から始まった制度、試験で、完成品を求めているわけじゃないですから、もう少し分量を減らして、もう少しきちんと考えさせる、それをきちんとした形で文章として表現させると。もう少し軽いものであってもいいのかなと。それでも差はそれなりにつくと思いますので、今のような出題形式だと、やはり落ちない、あるいはほかの人に比べて大きく落ち込まないためにはどうすればいいかということにならざるを得ないので、そこはぜひ考えていただきたいなど法科大学

院の教員の立場からは思っております。以上です。

(司会) ありがとうございます。では、また横に移動しまして、G先生、コメントをいただけますでしょうか。

(G) 刑事系で2点あります。第1点は、短答式試験問題の所要時間と問題数です。第2点は、論文式試験問題が第1問(刑法上成立する罪責)と第2問(刑事訴訟法上の身柄拘束の適法性・捜査報告書の証拠能力)に別れていますが、刑事事件実務の流れに沿った融合問題にすべきでないかの点について、意見を述べます。

第1点の短答式試験では、90分間に40問の解答を求めており平均して各1問を2分少々で処理しないといけない。法曹の実務家は日常そんなに急かされて仕事をしていない。十分検討した上で適切な事件処理をしている。そのような法曹実務家になるための司法試験ですから、もっと時間をかけて考えた上で解答させる問題であっても受験者の真の実力に応じた適正な人数の合格・不合格の差は付けられる筈であります。

第2点の論文式試験では、研究者試験委員と実務法曹試験委員がコンタクトを取り、十分に協議することが必要ですが、刑事関係の法曹実務は、① 犯罪の発生(何罪の構成要件に該当するか、違法性や責任能力の有無)、② 起訴・不起訴、③ 公判段階における検察・弁護双方からの立証活動、裁判所の事実認定と有罪・無罪の判決という流れに沿って動いています。それで刑事系の論文式試験問題も、1問目が刑法、2問目が刑事訴訟法と分けるのではなく、今後は実務の流れに沿った融合問題にした方がベターだと思います。

(司会) ありがとうございます。では、また横に移動しまして、今度はF先生、コメントをいただけますでしょうか。

(F) まだ十分に分析してないので、M先生のをありがたく聞いたんですけども、私を感じるの、やっぱり分量が多過ぎる、それから論点が多過ぎると、それはもう十分そういう感じがします。出すとき求める方は必ず何だかんだ入れたがる、受験生の身になってないというのが、確かにそういう面はあるんですが、逆にこれを減らしますと、みんなそこそこ書けてしまうというところがあるんじゃないかなという気がするんですね。

ここまで分量が多い必要はないけれども、あまりに減らしてそこでも十分差がつくということは、私は言えないんじゃないかと。やはりある程度きついでやって、それでもやっぱりできている人はいるし、通り一遍のことしか書いてない人はいるという結論が出てきますので、その辺のバランスの問題は非常に難しいのかなという気がします。

ただやはり出す方としては、受験生がどの程度書けるかという、それから法科大学院の2年3年の中でどの程度勉強できるのかということをよく考えて出さないと、ちょっと上滑りの感があるのではないかなという気がいたします。もっと問題を刑法も刑事訴訟法も分

析してから、またもう一度考えたいと思っています。以上です。

(司会) ありがとうございます。では、また横に行きまして、D先生、いかがでしょうか。

(D) 私が当てられるとは思わなかったですけども。冒頭にも言いましたように、ちょっと場違いですし、最近の傾向は全然知らないんですけども、そういうことでちょっと意見を言わせていただきますと、確か昔はロースクールの到達目標としては、研修所の前期修習の修了あたりというふうに聞いた覚えがあるんですね。そうすると、前期で起訴状を起案したり、判決を起案したり、弁論を起案したり、あるいは準抗告を書いてもらったりとか、そのときにいろいろな説明を加えるということを研修所はしていたと思いますし、今もロースクールでそれに近い授業をしているんじゃないかと思うんですけども、そうすると、こういう文章が、事例が長い問題を見るのは、研修所の前期でいえば、白表紙起案、あるいは事例に基づく問題演習というのはあったと思うんですね。それも時間を限られてやっているわけです。

それから、さらに実務家になった場合、例えば準抗告するときに、1時間くらいで起案して裁判所に持って行って、裁判官は、例えば接見を拒否された場合に、判断を求めるときはもうやっぱり一刻も早く結論をもらいたいですから、裁判官の方も必死に記録を呼んで、1時間とかそこらで決定を出すと思うんですね。

そういう意味では、実務家にとっては長い文章を読んでそこで一定の結論を出すというのは非常に重要なことですし、そういうことを目指して研修所でもやっている。それをロースクールでもやっているんじゃないかと思うんです。私も、刑事系ですけども、起訴状、判決、弁論起案というのをやらせたりしている授業を持っているんですけども、それはこういう長い事例を見て解答するというのに即しているんじゃないかと思うんですね。今の新司法試験の傾向というのは、少なくとも旧試で考えていたのとは異なった目標に基づいて作られていると思いますので、そういう意味では結論から言うと妥当性があるんじゃないかと思います。

(司会) ありがとうございます。清野先生、コメントをお願いいたします。

(清野) どうも、清野でございます。私も刑事系の択一と論文をざっと見た限りでということですが、択一はおそらく結構時間は確かに厳しいとは思いますが、たぶんできると思います。ただ1問を2分平均で解くというのは、たぶんそれ専用のというか、それだけの特化した訓練を相当しないといい点は取れないだろうとは思いますが、ただ、逆に言うと落ちる人も少ないわけですから、落ちないようなレベルに達することはそれほど難しくないんじゃないかという気も一方ではしています。ただ、

すごくいい点を取るのが大変だとは思いますが、おそらくいい点を取るためには、法科大学院の勉強だけではたぶんだめなんだろうというところですよ。

あとはちょっと今年の問題を見て、少し何か昔の論理問題というか、組み合わせパズル問題というか、そういうのが出てきたのがちょっと懐かしいような気もいたしまして、一時、丙案とかの華やかなりし頃の私は受験生ですから、このころに少し頭が柔らかい若い人にいい点が取れてちょっとベテランには厳しいような問題が出ているんじゃないかというような話もありましたけれども、若干今年の傾向を見て少し先祖返りの感じがあるのかなど。多様な人材どうのという話よりは、やや若手とかあるいは純粋に法学部から出てきている人にとって、もしかしたら有利になる可能性があるのかなという要素が垣間見られました。

論文に関しても、もうM先生とかがこれまでおっしゃった通り、非常に論点が特に多いような気がいたしまして、時間内に処理するのは、おそらく初めて見せられてこれを2時間で解けと言われたら、たぶん実務家でも最後まで書き切るのは相当大変で、かなり端折らなければいけない。もちろんその端折るところも含めて能力を試しているんだと言われたら、そうなのかもしれません。どちらかというともあまり問題が易し過ぎると確かに差がつかないというのも一方であって、逆に難し過ぎてもまたそれで、できる人もできない人も一律にできない。あとはいまひとつ書けてないのは、できてないが故にできなかったのか、あるいはまじめに考えてできなかったのか分からないとか、あるいは逆に端折っている人が本当に分からなくて問題点に気付かないで端折って書いてしまっているのか、よく考えた上であえて答案製作上ここは流して書くと判断して書かなかったのか、それがたぶん起案を見て区別がつきにくいと思うんですよね。

だから司法試験の審査委員の方は、逆に言うとこれをどこで合格、不合格の差をつけるのか、しかもその差をつけた結果が、本当にその人の実力がどれくらい実際書面だけで見て反映されるのかというのは、これくらいの量になってしまうとなかなか評価がしにくいんじゃないか。考えさせることは非常にいいと思うんですけれども、確かにM先生がおっしゃった通り、考えさせるんだったら事務処理の量をもう少し減らさないと、考えている部分とそうじゃない部分の違いが分かりにくいのかなという気がいたしました。ざっとした感想ですけれども、以上の通りです。

(司会) ありがとうございます。刑事系であとはB先生、すみません、そちらにマイクはありますか。

(B) 私は刑事訴訟法なので刑事訴訟法に限ってですが、まず短答式は諸先生がおっしゃっておられた通りだと思うんですが、だいたい6割程度は基本的な知識を問う良問だと思います。残りの4割が問題で、時間をかければ解けるんですけど、やはり1問2分ち

よっとで解くというのは相当厳しい問題だと思います。だから全体として45分で解くということであれば、私でもこれはなかなか難しいと思いました。それから条文知識を問う問題が多いんですが、その中でも保釈の問題などはちょっと細か過ぎるのではないかなという印象を持ちました。

論文の方ですが、設問1も2も重要論点を聞いておりますので、論点は非常にいい問題なのではないかと思います。またこれも先生方がおっしゃっていたように、設問1については逮捕について4つの問題があって、しかも逮捕だけではなくその後の手続き、勾留適法性まで問うている問題なので、これは明らかに論点が多過ぎる、事務処理能力を問う問題だと感じました。それから先ほどM先生が逮捕の2についてご説明になって、ああ、そういうことなのかとここで納得させていただきました。

それから問い2の方ですが、伝聞法則の問題ですけれども、ちょっと恥ずかしい話ですけれども、私は先生方にちょっと聞きたいところなんです。昨年もそういう傾向があったんですけども、今回、捜査報告書ということで、捜査報告書自体は、それをどういう性格と見るか、実況見分上の書類のものと見るか、捜査報告書として見るかどうかはともかくとして、全体としては伝聞証拠であることは間違いないと思うんですよ。しかしメールについては、非伝聞の可能性のある物で、一番大事なメールの部分が非伝聞であるとした場合に、捜査報告書が伝聞であるというのは何かちょっと研究者としてはぴんとこないところがあるんですけども、こういったものは実務では必要となるのか。昨年度も同じような印象を持ったんですが、ちょっとそれを先生方にお尋ねしたいと思っております。以上です。

(司会) ありがとうございます。B先生から今ちょっと投げ掛けられましたので、M先生、コメントをまたいただければと思うんですが。

(M) 正しいかどうか分かりませんが、写真撮影報告書という捜査報告書がありますよね。犯行現場の状況を例えば写真で写したものを捜査報告書にする。捜査報告書は伝聞証拠であり、321条の1項3号にしかないとは私は思うんですが、現場写真そのものはそれ自体が非供述証拠として証拠にできる関係のものですね。だからそれがくっついている捜査報告書を、今年の出題趣旨を見なければ分かりませんが、検証類似の書面であるというふうに言う、こういう性質のものならまだ許せるなと私は思っています。去年のやつはちょっとおかしいと僕はいまだに思っていますが、今年のは捜査報告書自身も伝聞例外に当たると言ってもいいのかなと、ぎりぎりそういうふうには思っています。

(司会) A先生、いかがでしょうか。

(A) 私も刑事系の委員じゃないかなと思っていたのですが、手短かにいたします。

(A) 短答式についてはM先生とほぼ同じ意見を持っております。知識的にこれくらいのことを問うというのは、時間が足りなくて忙しいという制限の中であっても、別にそんなに悪い問題ではないと思っております。

論文式については、もう先ほど来語り尽くされている通り、特に刑訴の問題は、あえて問題提起のために刺激的な言葉を使うと、これは作問ミスだと私は思います。出題ミスがあったと私も新聞報道で知りましたが、それ以前に、人に時間内に課して、そして適正に評価をするというコンセプトからもう外れてしまって作問に溺れてしまったという、私はこれは作問ミスと厳しくみんなで糾弾した方がいいのではないかと思うくらい分量の問題だと思えます。何カ月かけてこのテーマで何かご自分で論文でも書いてくださいというような感じの問題だと私は思っています。

それ以上に1つ付け足して言いますと、私も含めて、やはりこういうことを論じる方は、研究者の立場から、あるいはかつて司法試験をやった実務家の立場から、試験を出す側の論理でこの問題をあだこうだと言っているのもう少し試験を受けた方の意見を、新司法試験をちゃんとくぐり抜けて実務をやっておられる方に、こういう問題で役に立ったと思うとか、これは負担感に比べてどうだったかというようなことを、もう少しきちんと検証すべきではないかなと個人的には思っています。

どの先生方の意見もまったくその通りで、その立場に身を置きますと、私は先ほど申し上げた2つの立場を持っていますので、正論であるということは重々分かるんですが、個別の正論が重なった結果、こんなモンスターみたいな問題ができてしまったと、そして出題されているということで、私はちょっと学生を気の毒に思えてきます。それをちょっと感想として付け加えておきます。

(司会) ありがとうございます。自分が受験生だった立場、ないしは今受けている人たちと、近くでいろいろ意見を聞いた方などがいらっしゃいましたら、若手の委員の方とかで今の投げ掛けに対するお答えをどなたか出していただく方は、関さんですか。

(関) 関でございます。もう今年から副委員長になる立場で、落ち着けと言われております。いつもこういうところで山崎先生が詰まるとだいたい私がとぼっちを受けるという印象がございますが(笑)。この問題、果たしてモンスターですかね。刑訴の問題のお話だと思いますが、確かに書くのは大変だとは思いますが、もはやローを卒業してもう4年も5年もたっていますのでもういろいろなことが時効だと思いますけれども、僕は毎週土曜日、うちのロースクールのある先生の授業で、こういう問題は本当に書き切れるわけがないだろうと思うような問題を1時間半で何かA3の紙2枚くらいごそっと渡されて、しかも毎週土曜日1限という鬼のような時間に書かされた記憶がありまして、毎週書いていました。それでだいたい書き切れませんでした、それを15回やったからかもしれません

けど、ああ、そういう問題だなという感じです。

その先生はご存じの先生もいらっしゃるような著名な先生だと思いますが、書き切れることを念頭には置かれないで問題をお出しになっておられたことはたぶん事実で、とはいえ、それで1時間半で、これは2時間なんでしょうけど、1時間半でまとめるということを僕はそこでだいぶ学びまして、それでは一つと問題を読んで、書きたいところだけ拾い上げて、書けないだろうなと思うところは適当に端折るということをそこですごく覚えたので、たぶんこの問題を読んで、登場人物がPなのかQなのかとかいう細かいところは僕は気付かないと思います（笑）。

5番のところをおっしゃっているんですね。これは確かにQとPが入り組んでいますね。たぶんこれはきっとP、Qの間違いなんでしょうね。たぶんそうだと思うんですが、M先生からは前から僕は伺っていたんですけど、問題文を読んだのは今初めてで今気付きましたが、でも試験を受ける当日であったとすれば、気付かないと思います。結構そういう書くべきところと端折るところを選ぶという作業をする受験生は、それなりにいるんじゃないかなというのが僕の印象で、そんなにモンスターというほどでは…。まあ、確かに大変だとは思いますが。

ちなみにその授業の経緯は、笑い話ですけども、9時から授業が始まって10時半に終わる1限の授業なんですけど、だいたいほとんどの人が、1週間は9時に当然来るんですけど、3週間か4週間くらいするころになると、だんだん8時40分くらいに来るようになるんですね。先生はそれは黙認して、1時間40分とか2時間とかでみんな書いているという授業でした。だから何だという話なんですけど、あんまり笑っていただけなかったですが（笑）。

そういうことで、まとめるということの訓練、これからお話があると思いますが、それこそ論文を書くという科目の話にもつながるのではないかと思います。まとめることをある程度訓練する、先ほどD先生がおっしゃったように、1時間で準抗告の申立書を書き上げるとかいうこともある程度求められる仕事に就くんだという前提からすれば、確かに大変ですけど、まあ、いいかという感じが僕はします。

(A) ちょっと関先生に反論。すみません、ちょっと司会のあれを離れて。刑事系のこの刑訴の第2問に限定した話ではまったく普遍性がないので、ちょっとそれと離れて申し上げたいんですが、私も実務家の端くれですから、今関先生がおっしゃったのも実務家に要求される能力の1つの側面であることは間違いない。しかし、先ほど来、話に出ているように、我々というか教員サイドが非常に危惧するのは、愚直に分析しようとする学生は何年たってもなかなか到達できないという仕様の問題になってしまっているということです。

要領よく端折って枝穂をばさばさ落として時間内に作り上げるのはOJTでも身に付ける

ことは可能で、さっき上田先生がおっしゃったと思いましたけれども、完成品を求める試験ではなかったはずなんです。最近の新司法試験を通して修習に出てくるのは準備書面を起案させてもできないとかいうある種の、それぞれの立場から、現場のあれもやってくれ、これもやってくれという要請があって、そういうものをつかまえるための試験だったのだろうかということなんです。

あとK先生のお話にあったと思いますけれども、教員サイドの本当の痛切な実感としては、学部よりも少ない授業時間数で、例えば刑法や刑事訴訟法を教えているわけなんです。するとそのカリキュラムを3年間やってきた人間は、例えば知識の面とか事務処理の訓練の面で、リベラルアートであるはずの法学を教えている人間よりもむしろ少ない知識の伝達しか与えられてないと。それを前提に、例えばこれを2時間で書くというときに試そうとしているのはいったい何の能力なんだという問い掛けだにご理解いただきたいと。関先生がおっしゃっていることを否定するものではまったくありません。私も実務家ですから、それは1つの正論だということはよく分かります。以上です。

(司会) ありがとうございます。関先生の意見は意外にあまり受験生目線じゃなかったということが分かりました(笑)。最後の時間でもまとめて議論をしたいと思いますので、また後ほど続きにも触れたいと思います。

テーマはまだいくつか残っておりますので、次に進みたいと思います。選択科目についての分析をしておりますので、そちらを發表させていただいてご意見をいただくことにしたいと思います。江口先生、お願いします。

(江口) では選択科目のアンケートの分析について、江口の方から報告させていただきます。まずお手元の資料の16ページから19ページを参照ください。選択科目に関しては回答が非常に個数が少ないのでどこまで一般化できるかという問題はありますが、分析結果は以下のとおりです。

まず環境法についてですが、「基本的な出題で、素直ないい問題である」、「適切な問題である」、「良問である」という肯定的意見が多かったように思います。あと特徴的な意見としては、「平易に感じる」、「差が出ない」と、易しく感じた方もいらっしゃったようです。

続きまして経済法に関してですが、「分量、内容共に適切である」という肯定的意見が非常に多かったです。あと特徴的な意見として「企業結合は授業で扱ってない分野である」というご意見もありましたが、これはそれぞれの法科大学院の授業内容によるものかとは思いますが、

国際関係法、特に公法系で、平成22年の7月14日の司法試験委員会決定で試験の範囲から外されたはずの国際人権法から出題がされたという回答が1つありました。確かに国際公法の第1問で、国際人権規約に関する出題があり、これは国際人権法の範囲に入ると思われますが、本来的に国際公法そのものの中に、国際人権法に関する基礎的な部分も含

まれており、今回はその範囲での出題ということだと考えられます。このような回答をした受験生はお一方だったんですが、インターネット上でも、話題になっているようでして、はじめて国際公法で受験する方等の場合、誤解や混乱を招きやすいのかなという印象を受けました。

このような変更の経緯を調べてみますと、もともと平成16年ごろの試験のサンプル問題等の解説では、国際関係法（公法系）に関し、「国際公法を中心とし、国際法の体系に含まれる範囲で国際人権法および国際経済法を対象とする」というような形での範囲の枠組みがありました。しかし、科目として記載されているものが、国際公法と国際人権法、国際経済法と3つの記載がなされていたということで、国際公法系で受験する学生さんが、国際人権法や国際経済法も勉強しないと受験できないのではないかとということで、国際公法系で受験する学生の数が低迷したということがあったらしいです。そのため、平成22年の7月14日の司法試験委員会の決定で、国際人権法と国際経済法という記載が、外されたということのようです。

法務省のホームページには、平成22年の7月14日の司法試験委員会決定として、『なここで言う国際関係法（公法系）は、国際法（国際公法）、国際人権法および国際経済法を（中略）対象とするものである』とされていたところであるが、平成23年度新司法試験からは国際法（国際公法）を対象とするものとする」という記載になっており、一見すると、国際人権法や国際経済法が試験範囲から外されたようにも見えるんですけど、実質的な範囲の変更はなかったということのようです。

ロースクールで、同じように国際公法での受験を考えている他の学生さんと一緒に勉強されていれば、実質的な試験範囲の変更はないということが分かっていたとは思いますが、はじめて国際公法で受験される方等の場合には、誤解や混乱を招く可能性があるという点で、気になりました。

国際関係法（私法系）は、「基本的知識と現場思考がバランスよく要求されているいい問題である」という回答がある一方で、「出題者の意図が読み取りづらい」、「問題数が多い」等の意見もありました。また特徴的な意見としては、「研修教材等が十分でなく勉強がしづらい」という科目の勉強方法に対するご意見もありました。

租税法に関しましては、「問題内容、難易度、出題形式も含め、適切である」という肯定的意見がほとんどで、特に「昨年の問題との比較で良問である」という意見が目立ちました。

知的財産権法は、「授業で対応可能である」、「適当だった」、「予想通り」、「オーソドックスな出題内容である」という意見がある一方で、「問題数、論点が多い」というご意見もあって、あと「論点に比べて配布される答案用紙が足りない」という意見が複数目立ちました。

倒産法に関しましては、「基本的な知識や思考力を問う問題である」、「適切である」という意見がある一方で、「問題の分量が多い」というご意見もありました。なお民事再生法を

問う第2問に対しては、「法科大学院の講義でほとんど扱ってない」、「知識偏重である」というご意見がありました。しかし、昨年度の第2問でも民事再生法から出題がされており、破産法、民事再生法という形での出題が、定着とまではいかないでしょうけど、そういう形式が多いので、民事再生法の十分な理解が必要だと思います。

労働法に関しましては、「基本的論点について基本的理解を問うよい問題である」、「適切である」等の肯定的意見が約過半数と、あとほかの選択科目との比較で「問題文の分量が多く不公平である」というご趣旨の意見もいくつか目立ちました。以上です。

(司会) ありがとうございます。今日お越しの先生方で選択科目分野のご専門の方はいらっしゃらないのかもしれませんが、選択科目の関係で学生の方とかから何かご意見を聞いていらっしゃる方がいらっしゃいましたらコメントをいただければ。では、先生、お願いいたします。

(I) 私は倒産処理の方も教えていまして、1問が破産法、1問が民事再生法というのが最近の傾向としてずっとあるので、このアンケートで民事再生法のことについて手が回らなかったということですが、今年の民事再生の問題の特に2番目の方は、再生計画がうまくいかなかった場合にどうするかという問題なんですね。それを私は普通の講義ではここは飛ばしているところなので、おそらく学生の多くは、授業ではそのところは聞いたことがない、自分で勉強したようなところではないと思うんですね。

実際には条文を探せば解けると私は思うんですけども、ただ限られた時間で条文の細かいところまで探して手続はどうなるかというのが1つ大変なのかなということがあると思うんですね。

それから第1問と第2問のバランスが悪過ぎるというのは、比較的2問の民事再生というのが、授業が手が回らないということで、どちらかというと条文を駆使できるかというような問題が、今年だけじゃなくて結構そういうのが多いのです。ところが、第1問は結構いろいろと考えると、現場思考みたいなことが必要な問題が今年出たので、そういう意味では1問と2問と問題のレベルが違い過ぎるというのはその通りだと思います。しかし教えている立場からすると、やはり民事再生法のすみずみまでは講義ではなかなか手が回らないので、破産法が難しく、民事再生法は基本的な問題でいいのではないのかなと思っております。

(司会) ありがとうございます。I先生以外で、またコメントをおっしゃっていただける先生、いらっしゃいますでしょうか。よろしいですかね。時間もちょっと押してまいりましたので、この後、残りのアンケートのその他部分についてまとめてお話しさせていただきます。それから、それとの関連で、今日本当はもう少し議論しようかと思いまし

た起案を書かせる演習科目の在り方についての問題提起をさせていただきまして、最後に予備試験についてアンケートしたところを今日の資料の最後の方にも付けておりますので、その概要についてお話しするという形で、その間にまた先生方に全体的な議論もしていただければと思っております。

ではアンケートの資料に戻っていただきまして、20 ページのところからご説明したいと思います。順番を入れ替えまして、試験科目の科目と数についてのところを先にしたいと思いますので、22 ページをご覧ください。全部読み上げるとまた時間がなくなりますのでかいつまんでお話ししますと、全体的には、必須科目については現行のままでよいとする意見が多数でした。約 8 割、79%がそういう意見を持っていました。ただ中身としては、今日も択一試験の問題数が多過ぎるというお話もありましたし、未習者にとっては厳し過ぎるのではないかという意見もありました。法科大学院卒業が短答式合格レベルだとすれば、極端かもしれませんが、短答式試験をなくしても同じではないかという意見が複数でした。あるいは短答式試験を卒業前に実施するということもあり得るのではないか、あるいは卒業検に加えるべきではないかという意見もありました。

それから必須科目としてあえて挙げるとすればということでは、破産法、労働法、あるいは要件事実についても独立した必須科目に加えるべきではないかとする意見もございました。

選択科目につきが 24 ページのところがございます。こちらでも 7 割くらいの回答者の方が現行のままでよいとする意見でございましたけれども、選択科目を廃止すべきとする意見もございました。これもここだけ取り上げるととっぴな感じがしないでもないですけども、旧試験も最後のときには選択科目はなくなっておりますので、政策としてはあり得ることなのかもしれません。

試験全般についての意見が 26 ページ以下に出ております。ここで特徴的なものを少しご紹介いたしますと、やはり刑事系については今回に限らずかもしれませんが、「毎回書くことが多過ぎる」、「時間内に書き切ることが困難である」というコメントを書いている方が複数いました。それから「会場が暑過ぎる」という方も何人かいました。それから、今年は 1 科目 2 時間ずつに区切るということを明確にしているわけですけども、区切られたことを比較的肯定する意見が目立ったように思います。

択一が最後になったということが今年の大きな特徴ですけども、それに対して否定的な意見もあるんですが、論文試験が先であることを肯定的に評価するものもありました。それからこれは会場によってちょっと特徴的なかもしれませんが、おそらく福岡だと思われるんですが、「異常な咳をして注意されたのに、かつ別室での受験を促されたのに応じなかった人がいた。もう少し監督者が強く対応すべきだったのではないか」という意見が複数出ておりました。それから「試験時間の終了を遵守しないで、終了の合図を受けたのに記述を続けていた人がいるのは不公平である」という複数の回答もございました。

あと短答式と論文式、今回逆転をした上でまたその大変さも変わったということもある

んだと思いますが、択一と論文の日程を分離してほしいという意見も複数ございました。また個別の会場のことなのですが、名城大学はデスクが狭いのだそうで、「六法置き場に困っている人がいた」というコメントがありました。使用する文具についても限定があるんですが、下敷きの使用が3日目になって禁じられたという方がいまして、「禁止するなら最初から言ってくれ」というお話がありました。

それから「昼休み以外でもアメなどの摂取は許してほしい」という意見、それから、注意事項の読み上げが非常に早いのだそうで、それをゆっくりにしてほしいというコメントもありました。それからマークシートに記入するのに必ず鉛筆を使用しなさいというふうになっているんですが、最近はマークシート用のシャープペンシルというのも売っているのだそうで、この受験生の方はそれを禁止されたようなんですね。ただ、そういうマークシート用できちんとコンピューターで読み取れるものがあるのだそうで、それは許してほしいという意見もございました。

それから東京のサンシャインの会場で、1分前に終了の合図をしてしまっただけで撤回をする監督者がいたんだそうです。試験監督の関係でいえば、これは論外かもしれませんが、試験時間中にしゃべると。それから先ほどもありましたが、試験監督がもう少し強く当たってほしい、ルーズ過ぎる、もっと厳格にしてほしいという意見がいくつかある中で、逆に威圧的で不快だった、細かいことまで神経質に注意する人がいる、という批判をする方もいました。

それから試験委員会の在り方で、出題趣旨が公表されることは評価するんだけど、もっと情報公開をしてほしいと。ちょうど、この会でも2年くらい前にありましたけれども、採点者間で共有されているであろう採点基準の詳細をもっと公表してほしいという意見も出ておりました。

戻っていただきまして、資料の先ほどの20ページのところで、法科大学院教育との関係でのコメントをいくつか拾ってみたいと思いますけれども、試験の在り方について肯定的な見方だと思うんですが、「試験の方は基本的知識を手元に、それを使いこなせるかを問う方向に舵を切っているのが法科大学院の授業もそういう方向にしてほしい」と、法科大学院の授業に対する要望を言っている人もいました。

それから「現場思考でそれをいかに使用し法的構成を採るかを問われていたので、具体的請求についていかなる法的主張ができるかという視点から、より実践的な学習が必要である」と自覚をしたという意見を言っている方もいました。

試験の問題の在り方については、先ほどの民法の不当利得の端っこの話というのもありましたが、そういう意味かと思われるんですが、「典型論点ではなくイレギュラーな出題傾向が増えた印象を持った」と。また「択一試験は学校の授業とはかなり異質だと感じた」というコメントを出している方がいました。

ちょっと駆け足になりましたけれども、もう1つ試験委員会の方にこちらから問題提起をしようかなと思っておりましたのが、今日は時間の関係であまり詳細は議論できないか

と思いますけれども、別刷りで先生方のお手元に資料を配布しましたものをご覧ください。

お配りした資料の中の1ページ目の真ん中より少し下で「今般の問題の背景」ですけれども、最近の修習生がなかなか文章をきちんと論理的に書くことができないと指摘される場所があります。でも、ロースクールではそういう教育を建前としてはやっているはずですが、ただ、ご案内の通り、元試験委員の方で論文指導事件というのがあってから、論文を法科大学院の授業の中で書かせることについて表立ってはなかなかやりにくいという空気もあります。学生がそういうことを感じていて、あまり法科大学院に対して多くを期待しないというスタンスになっているのではないかなと推測しています。受験指導とは別の次元の話ですけれども、正面から論述を指導するプログラムを組む場合に、論文指導事件を乗り越える形で何がしか、ここまではやってもいいし、むしろ法科大学院でやるべき論述指導の在り方があるのではないかなという問題提起をしてみてはどうかかなという意見が当センター内にございました。

先生方もすでに分析をされていることかもしれませんが、お配りした資料の3ページのところで、従前その事件があったときに中教審の方で報告書を出したポイントが3つございます。①実施方法の留意点と、②法科大学院の理念との結び付きと③ほかの科目とのバランスについて気を付けることと言われていました。こういうことを中心に何がしか規律的なものを策定する議論をしていってはどうかということが意見として出ておりました。

そういうことも含めて、今後のロースクールと司法試験の距離の保ち方について、最後に先生方からご意見をいただければと思っております。いかがでしょうか。J先生、よろしくをお願いします。

(J) 先ほどの関先生のご意見に関連してですが、試験に受かるような人は、今の問題でもできるんですね。最初のほうに述べたことですが、ただそのために失っているものは何か、というのが大事で、新司法試験では、法律家にとって本質的なことは何か、という点が突き詰められていないように感じます。やはり旧試験以来の発想で新試験も作られてしまっているのではないかな。そうじゃなくて、新しい時代の、司法制度改革審議会が提案した新しい時代の法曹として、本当に不可欠のもの、本質的なものは何か、それを問う試験はどうあるべきなのか、ということ突き詰めるべきだと思うのですが、それがされてない。それが一番の問題なのではないかと思います。

今のような問題でも、受かるような人はやればできますし、それができないような人は受からないんですよ。ただ、能力のある人だからこそ、短答式の細かいところを覚えたり、論文の書き方とか、細かい判例だとかを覚えるのに力を使わせるべきではないと思います。もっとほかの、例えばカウンセリングだとか、ネゴシエーションだとか、あるいは、私自身は、司法修習の前期と同じことをロースクールでやるべきとは考えていませんが、修習前期に含まれるようなことだって学習しなければならないわけですから。そうすると、どうしたって理論に割ける時間は減らさざるを得ないんですね。その中で、何が本質的な

ことなのか、私の専門で言えば、民法の中で本質的な部分はどこなのかを見極め、そうでないところはもうバッサリ切るという覚悟をしないと、よい法曹は育てられないのではないか、と思っています。

そういう意味では、起案演習のほうもどしどしやるべきだと思います。誤解を恐れずに言いますと、ロースクールというのは、やはり受からせてこそ意味があるわけで、その意味で新司法試験に受かる教育をするべきだと思います。ただし、今の試験に受からせるような受験対策は、私はやっても意味がないと思います。本質的でないですから。審査委員の先生もいらっしゃるようなので申し訳ないのですが、新司法試験自体が本質的でないことやらせようとしている、その意味で、本質的でないことの対策をロースクールでやるなら、それは無意味だと思うからです。ただ本質的に必要なことをやらせるのであれば、どしどし受験対策でもなんでもやるべきだし、書く力が必要なことは確かなわけですから、起案演習などはどんどんやるべきだと思います。

その際に1つだけ。このレジュメで書かれていることはよいと思うのですが、司法研修所のやり方は1つのモデルにすぎないということです。司法研修所の起案指導は、長い時間をかけて練られていますし、高い評価も受けていますが、私が拝見した限りで言うと、現在は、1クラス75人くらいなんですよ。2回ほど授業を拝見しましたが、75人では双方向でもなんでもないわけです。その点で、現在の研修所のやり方は、まともな文章教育とは言い難いように思います。文章の書き方に関しては、学習理論に基づいてそれはもうさまざまな方法が開発されています。そういうものを参考にしてやればよいし、むしろロースクールでこそ実際にできるだろうと思います。そのときに必要なことは、法律家として本質的なことはいったい何なのか、ということ突き詰めることであり、それに必要な文章能力を鍛えるような方法であるべきだと考えています。以上です。

(司会) ありがとうございます。ほかの先生、いかがでしょうか。はい、では、I先生。

(I) 先ほど副委員長の方が関先生の発言を受験生目線じゃないなとおっしゃいましたが、逆じゃないかなと思うんです。私が指導している限りでは、関先生のような考え方をする人の方がまっとうな受験生ですね。ロースクールの先生方は非常にナイーブ過ぎるのではないかといつも思っているんですね。いい学生、性格のいい学生、素質のある学生が法曹に向いてあるべきだと、それは法曹界のおごりじゃないですかね。すごく頭がよくて人間的に素晴らしい人だって、司法試験には向いてない、法曹には向いてない人だっているわけですね。

だからそういう意味で、関先生の発言はちょっと露悪的な発言ではあるんですけども、ある程度やっぱり新司法試験の事務処理能力というのは、いい、悪いとか、優れている、優れてないじゃなくて、この業界に向いているか向いてないかというセレクトをする役割は果たしていると思うんですね。ただそれが法科大学院の教育とどういうふうに結び付

くかというところが我々にも分からないわけですね。

新司法試験の傾向も毎年少しずつ変わっていますし、どういうふうに今年は新司法試験の傾向が変わりましたと我々に知らされるわけではないので、新司法試験の傾向はこうだなんて教えてやるともう全然違う問題が出たりということもあるわけですね。だからそういう意味では、理想と試験とはある程度違うと割り切らざるを得ないところはどうしても出てくるのかなと。そうすると、試験の評価はどこで判断するかというと、やはりペーパー試験というのは何がメリットかということ、公平さなんですね。だからそういう意味では、公平かどうかということで、それを第一義的に判断せざるを得ないんじゃないかなと思っています。

それから法科大学院教育ですが、今回、起案演習をもうちょっと充実したらどうかという問題提起がされていて、確かに法科大学院の方ではいろいろな状況があつてちょっと腰が引けているところもあるんですけども、ただその一方で、学生はすごく起案、起案と言って、書かせてくれ、書かせてくれと言うんですけども、どうも我々が書かせたいものと学生が書きたいものとは違うんですね。学生の希望は、何も考えなくても何かパターンに沿って書けば当然書けるような指導をしてくれということなんですね。我々はむしろ学生の個性に従った自分なりの考えをどうやって表現できるかという指導をしたいし、またそういう表現ができる人は短期間に司法試験に受かってくるわけですね。

だから、へたに起案指導をすると、今言ったように本来ならば考える能力がある人が考えずにパターンに乗った答案を作るというので、変に数をこなすと変に癖が付くということがそもそもあるんじゃないですかね。必ずしも数が重要ではないということは言えるので、起案は私も賛成ですけども、起案演習の質というのを非常に考える必要がある。ただ単に数だけこなせば、習うよりも慣れるという言葉があるんですけど、それではうまくいかないんじゃないかなというのが、起案演習に関しての私のスタンスです。

(司会) ありがとうございます。ほかの先生、いかがでしょうか。はい、D先生。

(D) 起案の関係で、このペーパーに出ている刑事訴訟実務の起訴という科目だと思うんですけども、白表紙を2本やって、起訴状、弁論、論告、判決起案とやっているんですけど、その中の判決では、必ず無罪判決と有罪判決を両方書かせると。研修所ですと要するに体制寄りだから有罪判決しかないということですけども、ロースクールは、体制に対する批判という局面もあるということで、どうやったら無罪判決を書けるかというような起案を出しているんですね。これは1つ、起案的な能力を涵養という意味では大事だと思いますし、書く訓練、起案演習という意味でもプラスになるんじゃないかという気がするので、ロースクールでやはりそういう科目を実践していただけるのはいいんじゃないかと思います。

(司会) ありがとうございます。時間になってしまいましたが、ほかにご意見があればまたいただければと思うんですが、いかがでしょうか。よろしいですかね。じゃあ、ちょっと時間も回ってしまいましたので、最後にご紹介ということで、今予備試験のアンケートの集計を進めているところで、その状況についてちょっとご報告をして、少しコメントをいただければと思います。伊藤先生、お願いします。

(伊藤) では私、伊藤の方から簡単に報告をさせていただきます。ご存じかと思いますがけれども、予備試験は法科大学院を経由しない法曹資格の取得ということでして、予備試験に合格すれば新司法試験の受験資格が得られるという試験です。簡単にお話しして制度の構造をご説明しあげますと、現行の司法試験、もう終わってしまった試験ですけれども、それとほぼ同じ構成になっていまして、短答式の試験と論文式の試験と口述の試験という3つの構成で行われます。今年度から始まりましたが、5月15日に短答式の試験が行われて、7月17日、18日に論文式の試験が行われました。10月28日から30日にかけて口述の試験が行われる予定になっております。今年は8,971人が出願をしまして、短答式の受験者が6,477人、短答式の合格者が1,339人という現状です。論文式についてはまだ結果が出ていませんので、情報はありません。

当センターでは、司法試験のアンケートと並んでこの予備試験についてもアンケートを取ろうということで、短答式の試験と論文式の試験についてそれぞれアンケートを作って受験生の方に配って回答をもらっています。現在返ってきているのは短答式の試験ですので、そのアンケート結果について簡単な分析とともにご報告というか、お知らせをしたいと思っています。

お手元の資料の115ページから、予備試験についてのアンケートの分析結果を資料としてお配りしているんですが、大変申し訳ありませんが、これは実はページが飛んでおりまして、通しページ115から116、118ときているんですが、もともとのものは下に見ると分かるように、1、3、5と、偶数ページが飛んでおります。ですので、お手元の資料はちょっと不完全なものなんですが、この点は正確な正しいものを後日何らかの方法でお届けしたいと思っておりますので、まず口頭でのご報告をさせていただきます。

予備試験の短答式のアンケートですけれども、早稲田大学と明治大学で行われた東京会場で1,500部を配って、139通のアンケートの回答をもらっております。これはホームページ上での回答も含めての数字ですけれども、ほぼ紙で配ったものに対する回答でもらっています。139通についての分析ですので、司法試験アンケートに比べてもより母数は少ないですので、正直、統計的な資料としてどこまで有意なものかというのは疑問がまだあるのかなとは思っておりますが、現状で我々が感じるというか思い付いた、感じたことについてお知らせしたいと思います。

資料の118ページの一応まだ見られるところであれば、受験者の年齢についての質問に対する回答があります。これも実はちょっと不十分な分析なんですが、これも分析をしま

すと、受験者は10代の方が3%います。20代の方が25%います。30代の方が35%、40代が25%、50代11%、60代1%と、だいたい30代を山にしてカーブを重ねていると。30代の山に20代と40代がそれぞれ分かれるという分布になっております。

それからこれが飛んでしまっているページでお手元の資料にはないんですが、受験者の最終学歴について質問したところ、大学卒業と答えた方が73%、大学の在学中と答えられた方が15%、さらにロースクール、法科大学院の卒業と答えられた方が3%、ロースクールの在学中と答えられた方が3%いらっしゃいました。

さらに、「仕事をしながら今回予備試験を受けましたか」という質問については、60%の方が「仕事をしながら受けています」という回答をされています。さらにこれは資料にありますが、121ページをご覧くださいますと、現行司法試験と新司法試験についての受験回数を質問しています。現行司法試験の受験回数、これもパーセンテージで取り直してみますと、0回と答えた方が28%、1回と答えた方が14%、その後、5回の方が11%、2回が7%と続くんんですが、これをもう少し見ますと、0回が28%で、要は1回以上が当然ですけども100から28を引いた72%、2回以上の方が58%という数字になっています。

新司法試験の受験回数についての質問は、0回と答えた方が95%とほとんどで、おそらくこれは3回振ってしまったということになるはずですが、3回受けたという方が3%、2回受けたという方が2%、1回が1%というふうに分布しております。冒頭に申し上げた通り、統計的な資料としては有意かどうか分かりませんが、ここから思われることは、おそらくは現行試験からの移行組がこの予備試験を受けている受験層のメインではないかと思われて、その次に続くのが、今回の予備試験を利用して初めて司法試験を受けようと思われている方ではないかなと。特に大学の学部で在学している若い方などではないかなと思われます。それに続くのが、新司法試験に残念ながら失敗してしまってそこからのリベンジを図るという方で構成されるのではないかと考えております。

これは私の極めて私的な感想なんですけど、短答式の試験と論述式の試験でアンケートを配りに行ったときの現場の受験生の方の顔ぶれを拝見していると、大きくやはり、現行試験を長く受けられていたのではないのかなと、いわゆるベテランの受験生ではないかなと思われる方と、若くておそらく大学にまだ在学中か卒業したてかという方の二極化が見られるかなと感じました。さらに短答式から論文式に試験が進むと、これは私の本当に私見ですけども論文式ではぐっと若い方が増えたように感じられたところがありました。この点は、おそらく法務省が受験者層の何かしらのデータをそのうち出すと思いますので、それを見ないと何とも言えないところですが、現状では私はそういう感想を持っております。

簡単に予備試験の内容について少しだけ、短答式についてだけ申し上げます。問題の構成が、法律基本科目という科目と一般教養科目という科目に大きく2つに分かれております。この法律基本科目というのが憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、これは司法試験と同じ科目になります。

一般教養科目の方は、人文科学、社会科学、自然科学、英語の分野から出るというふうになっておりまして、今年度は短答式の試験の中で一般教養科目は43問が問題として出題されて、そのうち20問を選択して回答するという問題になっておりました。あとは民事系でまとめれば、民法、商法、民事訴訟法はそれぞれ15問ずつ問題が出て、これを1時間半で解くという試験でしたし、公法系は憲法と行政法が12問と13問、合わせて25問出題されて1時間で解くという試験で、刑法と刑事訴訟法で、13問ずつで1時間という試験でした。

これはアンケートに出ているところですが、問題数については、皆さん妥当だったのではないかという回答が多かったと思います。またこの質問も私たちが悩んだんですが、「問題内容は適切であったか」と。何をもって適切かというのは難しいと思うんですが、予備試験が法科大学院修了認定の試験というふうに法務省と司法試験委員会が位置付けておりますので、そういう法科大学院を修了したという認定試験として適切だと思いますかという質問を受験生の方に投げたところ、だいたいの方が適切と答えられているのが多いんですが、一般教養科目については適切でないと、「細か過ぎる」、もしくは「法曹資格を取るためには必要がない」というような意見を書かれている方が散見されました。中には「公務員試験じゃないんだからこんなものを課す必要はない」であったり、「そもそもいらない」、もしくは「配点をもっと下げろ」という意見を書かれている方がいました。

論文式についてはまだアンケートの回答が帰ってきておりませんので、今日のご報告には入れないようにしたいと思います。以上で報告を終わります。

(司会) ありがとうございます。時間も押してしまいましたので、ここも含めての議論はなかなかできないんですが、全体を通しまして、予備試験等の関係も含めてですが、最後にご意見、一言という先生がいらっしゃいましたら。では、D先生。

(D) 質問なんですけれども、予備試験は法曹倫理が入るかなと思っていたんですが、何でこういうふうになったのか、お分かりになる方は教えていただきたいんですが。お願いします。

(伊藤) 法曹倫理も一応入っています。入っているんですが、短答式の試験ではまだ聞かれていなくて、論文式の試験科目の中には法律実務基礎科目という名前では法曹倫理が入っております。

(司会) ほかにございますでしょうか。では、J先生。

(J) 予備試験についてはよく分からないのですが、この点は、予備試験も新司法試験も同じだと思うのですが、ある意味で、ペーパー試験幻想というか、試験信仰というか、そ

ういうものが日本人にはあるのではないかと思います。やっぱりそれを打破しないとダメで、もちろんこれは理想論なのですが、試験で試せるものにはやはり限界があるということをもっと認識しないといけないんじゃないかという気がします。

それに少し関連して言いますと、新司法試験には次の2つの問題があると思います。1つは、答案が手書きでなければならないということです。今、先生方は手書きで仕事なんかしないでしょね。1時間で書かなければいけない場合があるとのことでしたが、手書きで1時間で書くわけではないでしょね。ワープロで書くのではないですか？ とすれば、何で手書きで試験をしなければならないのか、発想を変えたらどうかと思います。

私も試験は手書きと思い込んでいたのですが、ダニエル・フット先生と柳田先生の『ハーバード 卓越の秘密』という本を読んだところ、アメリカではカンニング防止ソフトをインストールしたパソコンで答案を書かせるのだそうです。「なんだできるじゃないか」と思ったわけです。やってみればいいんじゃないかと思うんですよ。すぐにはできないでしょうけど、是非考えていただきたいと思います。

理想を言えば、手書きならそれは3時間も4時間も書いて、それこそ即日起案で1日かけて、というのが理想かもしれませんが、實際上、9000人の試験でそれはできないでしょうから、パソコンを使って時間短縮して書かせるというのも1つの手なのではないか。試験時間を長くしないで、本質的なものを試験で確かめようとするなら、そうした方がよいのではないかと思うのです。

もう1つの問題点は、これはすでに言われていることだと思いますが、試験日程が、中1日休みありせによ、4日間というのは、きつ過ぎるのではないのでしょうか。特に、男性と女性とでは、女性に不利になっているのではないかと思います。そこで、数字を調べてみたのですが、平成18年度の男性の合格率（対受験者比）は、50.3%、これに対して女性のそれは42.3%、平成19年度（対受験予定者比。以下同じ）は、36.1%に対して32.7%、平成20年度は、27.9%に対して24.1%、平成21年度は、22.4%に対して18.7%、平成22年度は、19.3%に対して18.3%と、平成22年度以外は、明らかに女性の合格率のほうが低くなっています。日程が体力的に厳しすぎて、女性に不利に働いているように思われます。この点からしても、試験日程はもっと緩やかにするべきなのではないかという気がします。以上2点だけ主張しておきたいと思います。

（司会） ありがとうございます。ほかの先生でいかがでしょうか。何かありますか、山口先生。

（山口） 東弁の山口です。この試験の運用については、高倍率の中から選抜してくる厳しい選抜試験として制度運用しているのか、最低限を担保するための制度として運用しているのか、大きなポリシーの違いだと思います。もともとの制度設計のときは後者だったはずだと思うんですが、現在は明らかに高倍率で競わせて選抜していくという試験になっ

ています。ですから、問題文の中において今先生方からいろいろご指摘されたような問題も、すべてその根源から出ているように思います。

このような試験の運用をいつまで続けるのか、そうすると帰結されることは、ロースクールの教育と試験とが乖離していくと。これは絶対に避けられないところだと思うんです。乖離していけば何が起きるかという、試験が法曹選抜の物差しとなって、ロースクールは物差しとしての機能を失うわけですね。ロースクールがいくらいいい教育をしても、そこで教育を受けたことが法曹としての信用、信頼には結び付かない、難しい試験を通過してきたことが信頼の根源であるというふうになってきます。

そうすると結局は元の旧試験と同じようになってくるし、予備試験の役割が大きくなってきます。先ほどの試験会場にアンケートを配りに行って現場で見えてきたというご報告があり、非常に大事なことだと思いました。その中で、ベテランの人と超若手の人に二極分化しているというお話がありました。若手の人にとっては予備試験が大いに魅力的なものになってきているというのは紛れもない事実なのではないか。従って、もう1回制度のつくりに戻って、根本的にこの試験がどうあるべきかをやっぱり問い直していくことが大事だと思います。その意味でこの意見交換会はだいぶ続いているんですが、これはもうぜひ続けていただきたいなと思っております。以上です。

(司会) ありがとうございます。では、時間ももうオーバーしているんですが、最後に荒井先生、今日はまだご発言いただいてないので、締めのご意見をいただければ。

(荒井) 締めはともかくとして、東弁の法曹養成センターでずっと続けてきたこの試みは今後も続けていただきたいと思っています。アンケートの回収もまた持ち直してきているようで、やり方によって、工夫すれば数が増えていく、増えていくことによってまたその重みも増していくということになると思いますので、できるだけ受験生の方の意見も含めてそれを分析して、司法試験委員会その他関係各所に伝えていくことは使命なのではないかなと思います。

加えて予備試験について、今年始まったところを早速アンケートをやっているわけですが、これも今後も続けて、できるだけその生のものを分析した上で、生のアンケート結果と併せてまた伝えていくようなことをして、この法曹養成センターの1つの大きな柱として存在意義のあることだと思いますので、それをぜひお願いしたいと思います。

やっていただいている方々のご苦勞、アンケートをどうやって配ったらいいか、どういうアンケートを作ったらいいかということについて、ずいぶん時間をかけてそれぞれの若手の先生中心にこれをまとめてやっておられて、そのご苦勞がこの結果になっているわけで、予備試験についても相当のご苦勞をなさっています。皆さんのアンケートがあるからまたそれが生きるわけで、それを生かしたものをぜひ続けていただきたいと思います。

(司会) ありがとうございます。それでは時間も相当オーバーいたしましたので、議論も尽きないところではございますけれども、この辺で総括をしたいと思います。では上田智司委員長代行から最後にごあいさつをさせていただいて締めをしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

(上田) 本日は本当に遅くまでありがとうございます。いまだに手書きの私がこの総括をする資格があるのかどうか非常に疑問ではありますが、非常に白熱した議論で、私自身も本当に勉強させていただきました。実はこの意見交換会はもう目的を達したのではないかという意見もあったんですが、よくよく考えると、試験の問題の分析を通じてということですが、これは法曹養成の在り方を本質的に問題にする非常に重要な意見交換会であるということがよく理解できました。これからも末永く続けたいと思っておりますので、ぜひぜひまたご参加いただいて、やはり法曹養成の在り方はどうあるべきかということについては多様な意見があります。これはある意味では当然のことだと思っております。これからも議論を重ねて、やはりロースクール生の目線も忘れずに分析していければと思っております。本日は大変ありがとうございます。(拍手)

(司会) 時間をオーバーしてしまって、長時間にわたり本当にありがとうございます。また今後どうするかということは、当委員会でもう1回議論をして、来年やることになりましたらまたご案内を差し上げたいと思いますので、またその節はよろしくお願ひしたいと思ひます。アンケートについても、やはり個別にいろいろお願ひしないと受験生の隅々まで行き渡らないということもありますので、場合によってはまた来年、先生方に個別にお願ひをするかもしれませんが、その節にはまたよろしくお願ひしたいと思ひます。本日はどうもありがとうございます。(拍手)

終了。

